

第 2 1 回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和 7 年 1 0 月 3 1 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分
出席議員	委員長：武道 修司 副委員長：宗 裕 委員：工藤 久司 委員：田原 宗憲 委員：池亀 豊 委員：吉元 健人
事務局職員	局長：桑野 智 係長：瀬戸 美里
証人	株式会社エス・ティ・産業：繁永 哲也 産業課長補佐：下田 大吾郎 住民生活課清掃施設管理係：江本 哲也

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまから第21回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会をいたします。

本日は証人喚問です。

3名の方を予定していますので、ある程度時間を、前回もそうですが、1人に対しての時間がかなり長くなるケースがあります。極力1時間程度ということを目安に進めていきたいというふうに思いますので、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、早速協議事項に入りたいと思います。

本日の会議は公開といたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） ということで、本日の会議は公開といたします。

先ほどお話ししたように、本日は証人を3人お願いをしております。先ほども話したように、1人当たり60分程度、1時間程度を目安で行いたいと思います。

私のほうから最初に代表質問をいたします。不明な点がありましたら、後ほど、各委員さんから質問をお願いをいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） それでは、証人喚問に入りたいと思いますので、事務局は証人の方を御案内をしてください。

〔証人 入室〕

○委員長（武道 修司君） それでは、ただいまから証人喚問を始めたいと思います。

本日は、エス・ティ・産業の繁永哲也さんにお越しいただいております。大変お忙しい中に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、まず私のほうから説明をさせていただきます。

本日の証人喚問は公開です。議会は公開が原則でありますので、後日、議事録やYouTube配信で公開となりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

証人の方に注意事項を説明をさせていただきます。

控え室の書類で御覧いただいたと思いますが、宣誓した証人が虚偽の陳述・証言をした場合は偽証罪の対象となり、3か月以上5年以下の拘禁刑となります。宣誓拒否・証言拒否ができる場合がありますが、それ以外の宣誓拒否・証言拒否をした場合は、虚偽証言を行った場合と同じように罰則がありますので、御注意のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、宣誓をお願いをいたします。

委員と証人の方、傍聴席の皆さんも御起立のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、証人の方は宣誓書をお読みください。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年10月31日、繁永哲也。

○委員長（武道 修司君） どうもありがとうございました。皆さん、御着席をお願いいたします。

それでは、書類にサインをお願いいたします。署名、押印をお願いいたします。

どうもありがとうございました。署名を確認をさせていただきました。

それでは、まず最初に人定尋問を行いたいと思います。

先ほど控え室で書いていただきました氏名・住所・生年月日・職業は、先ほど記入していただいた内容で間違いはありませんか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 間違いありません。

○委員長（武道 修司君） できればマイクを持ってもらって。すいません。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 間違いありません。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。それでは、人定の確認・確定を終わりたいと思います。

質問を始める前ですが、この調査特別委員会は犯人捜しやあら探しをする委員会ではありません。現在の問題点を調査し、町や住民の方々に報告をして、改善していくことを目的としています。そのような点で、厳しい質問があるかもしれませんが、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

まず最初に私のほうから代表して質問をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

前回、同じように証人喚問で出席をしていただいて、前回もちょっとお話をお聞きしたんですが、その後、我々の調査の中で、食い違いというか、日にちがなかなか合わなかったり内容的にかなり分からない点がありましたので、再度お聞きしたい部分ありましたので本日質問をさせていただきますというふうに思います。

通告をさせていただきます、まず最初の1番目です。

液肥散布車、クローラ車ですね。液肥センターで液肥をまいている車の圧力ポンプの交換の日付が、先日は書類に間違いはないというふうに証人の方は言われたんですが、その後、作業日報とかいろいろと精査をしていく中で、どうしてもこの圧力ポンプの交換の日時が合わないというふうなことが分かりました。

それで、前回、書類の日にちに間違いがないという証言がありましたので、再度これを確認をしたいということで、まず質問させていただきます。

前回説明をしていただいた圧力ポンプの交換修理の日付は、書類のとおり、間違いがないですか。

すいません。1回、ちょっと手を挙げて。すいません。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 先日、私がここで証言したのは、たしか10月の11日だったですね、交換終わったのが。

○委員長（武道 修司君） 交換をした日にちが、日報でいくと10月の……。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ちょっと日報のほうは、ちょっと私の日報じゃないんで。私は仕事した内容であって、日報は私が書いた日報じゃないんで、私のほうはそれは不明確ですので、そこはお答えすることはできません。

10月の11日に作業完了ということは、これについては間違い——たしか10月11日だったと思うんですけど。違うんですかね。

○委員長（武道 修司君） 違います。そちらから出ている資料が、11月の16日から12月の15日までが契約書になっているんです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 委員長、いいですか。

○委員長（武道 修司君） はい。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 10月の16日でしょう。それは私が書いた日にちなんですか。それとも、行政のほうで書いた日にちなんですか。そこ、ちょっと確認させてください。

○委員長（武道 修司君） 契約書です。エス・ティ・産業と町の工事請負契約書が、工事の日にちが令和4年11月の16日から令和4年12月の15日までってなっているんで、これは町の印鑑も押されているし、エス・ティ・産業の印鑑も押されています。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それについては、私どものほうは先に、契約する場合、日にち入っていないで私は提出していますので、11月16日ちゅうのは、ちょっとどうなんですかね。

最初、契約のときって、私のところが先に、エス・ティ・産業さんのほうで名前を出します、それから行政に提出します、それから初めて行政の流れ、書類の流れの中で向こうで判子を打って日程が決まるんじゃないですかねと私は思いますけど。

うちは、作業したのは10月の11日に完了しています。その内容になると思いますけど。書類上は、契約書は16日でしょう。だから、契約書が16日であれば、それは間違いはないと思いますけど、それは役所のほうでしたんで、うちは、提出したのは、仕事だと思いますけど。

○委員長（武道 修司君） すいません。エス・ティ・産業から出ている書類が、まず契約書、これは全部パソコンで出来上がっている書類です。パソコンで出来上がった書類に最後印鑑を押す

だろうと思うんですね。印紙も多分貼られているのではないかなというふうに思いますが、これ、ちょっとコピーなんではっきりしていないんですけど。

それによると、日にちも全部入っています。インプット全部されています。最後に多分その上から町の印鑑とエス・ティ・産業の印鑑押しているんで、日にちが11月16日で、後で役場が入れているというふうな書類ではないです。

それと、工事完了ですかね、完成届。エス・ティ・産業から出ている完成届が12月の2日になっています。着工届が11月の16日、エス・ティ・産業からの書類になっています。これ、ちょっと、あれやったら見てもらいましょうか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それについては、書類上のことについては、私どもは日にちを入れていないで出しているんで。仕事したのは、10月の11日に完了しています。

○委員長（武道 修司君） 全てパソコンで……。 （発言する者あり） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） この日程については、行政のほうから日にちを入れて持ってくるんで、うちのほうが記入はしていません。それだけはお答えしておきます。

11月16日から10月16日までの間ということ、私のほうからは、この日にちは、日程は、うちの会社のほうでは、たたき台自体がないんで、パソコンで打ち込むことはないと思います。

○委員長（武道 修司君） そうなんです。これ、役場で作っているんですよ、契約書は。（「委員長」と呼ぶ者あり） 契約書は役場で作って、その内容でお互いに間違いはないですかという契約書なんで、その契約書に両方の印鑑が押されているんです。日にちがそういうふうになっているんで、それが間違いはないですかということです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） これについては間違いはないです。この日にちでしょう。（「委員長。（聴取不能）」と呼ぶ者あり） 今、委員長が聞いていることは、この日にちに対して間違いはないですかってことですね。仕事完了じゃなくて、契約上はこの日にちですかってことですか。

○委員長（武道 修司君） すいません。ちょっと私の説明が悪いんですかね。契約日が11月の16日から12月の15日までの間に工事をするという書類なんですよ、その契約書は。だから、11月の16日から12月15日の間に修理をしますよという契約なんで、その間に修理をしたという事実で間違いはないですかということなんです。これ、エス・ティ・産業さんも印鑑押されているんで、これが違うとなれば、公の文書、契約書を、日にちが違うとなるとちょっと問題が出てくるのではないかなと思うんですけど。ちょっとその確認をちゃんとしたいんですよ。（「委員長、いい」「委員長」と呼ぶ者あり） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） これについては、前に、日報上で、委員長のほう

から言われましたよね、10月の11日に終わっていると。

○委員長（武道 修司君） はい。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） これはもう間違いなんで、この書類上は——このとき、その週末に、行政のほうから、役所のほうから、今、散布の途中だと、私の記憶の中だと、即見てくれということで現場のほうに週末に見に行ったんです。夕方、うちの社員を連れて5時以降行って、現場で点検を行ったわけですね、週末。そこの前の11日の前の週だったかな。田んぼでポンプのほうが悪れたということで。そこで、私は現場に1度明るいとき見に行って、夕方5時以降に現場に行きました。

そのときに点検した、そのとき、たしか連休かな。土曜日が8日で9日が日曜日、10日が祭日で、8日の午前中に、うちの機械屋さんが午前中じゃないと来れないということで、来てもらって、一緒に架台を持ち帰って、穴開け加工。そのときに確認したときはポンプが違うポンプだということで、ポンプの反対の取付け、穴の位置が違うということで寸法確認をしてもらって、持ち帰って穴開けしたほうが早いでしょうということで、持ち帰って穴開け加工しました。9、10が休みですよ。11日の日に、その架台を持ってきて、取付けは終わったということです。

だから、仕事はもう緊急、もう散布ができないという状況を言われたんで、うちとしたら、早急に機械屋さんに対応したということです。契約上はどうしても後付けになりますので、これはそのときの内容の日にちじゃないかなと私はそう思いますけど。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 今、指摘のあった10月の8、9、10。土、日、月なんです。月曜日が、これ、祭日かなんかなんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 10日がたしか祭日だった。

○委員長（武道 修司君） 8、9、10で。8、9が土、日なんです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 土、日ですね。

○委員長（武道 修司君） はい。7日の日は雨で。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） だから、週末って言ったんで。7日って日にちは私は……。

いいですか。

○委員長（武道 修司君） はい。もう一つ言います。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 7日という日にちは私は今言っておりませんので。

○委員長（武道 修司君） はい。もう一つ言います。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） その週末か、その週なんですよ、私が言ったのは。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それを確認して（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 今、説明しますんでですね。

7日の日が雨で、散布はできていない。

6日の日は曇りですが、これは打合せ等で、この1日散布をしていません。

10月の5日の日は、私はヤンマーの散布機が動いているのかなと思っていたんですが、担当に確認をしたら、これは全て流し込みだろうということで、10月の5日水曜日は全て流し込みという話、散布をしていない——私はヤンマーと思っていたんですけどね——していません。

それと、10月の4日の散布については、ヤンマーの。火曜日ですね。

10月3日月曜日と同じようにヤンマーの散布機で、10月の1日土曜日にも出勤をされているみたいですが、そのときはまだ散布は始まっていません。実際的にコマツのクローラ車が動いたということはないんです。

故障ということが確認ができるというのは、役場の担当者でもないし——役場の担当者、散布しないからですね——散布しているのは、共立メンテナンスというところに委託をしているんで、共立メンテナンスの担当者じゃないと、壊れたか壊れていないかは分からないんです。（「委員長」と呼ぶ者あり）ちょっと待って。そういうことなんで、その前にこれが壊れていたということが確認できないということがまず1つ。

共立メンテナンスの作った日報が、10月の11日に故障して、その日に修理をしたと。それを受けて、産業課のほうで同じように作業日報を作っているんです。その日に壊れて修理をしたというふうに作業日報も、これは共立メンテナンスもそうだし、産業課のほうもその作業日報になっています。

先ほど、台を持って帰って修理したというふうに言われていましたが、10月の11日の段階で、まだ台は載っているんです、ポンプが。ポンプが載っていて、もしそのときに交換をするのであれば、例えば8日の日か7日の日か分かりませんが、台を持って帰って修理をされたのであれば、既にポンプは本体から下りているはずなんです。持ってきたときに、今度、古いポンプは当然載せられないんで、新しいというか、予備のポンプを載せるということになると思うんですが、その作業工程の写真とかそういうものが、今の繁永さんの説明でいくとちょっとかみ合わなくなってしまうと思うんですけど。

たまたま、これ、その作業をしているときに、共立メンテナンスの職員さん、社員さんが写っているんです。一緒に作業しているんです。前回の繁永証人の説明は、手伝ってもらったかもしれないというふうに言われたと思うんです。既に……。 （「委員長、途中で申し訳ないんですけど、ちょっと委員長、発言を許してください」と呼ぶ者あり）ちょっと待って。

既にもう修理終わっているものであれば、そういうふうな作業日程にはというか、写真にはな

らないと思うんですけど。ちょっと今、説明が全然かみ合わないんですけど。ちょっとすみません。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今日1時間程度ってことで、既に25分たっているんで、ほかにもたくさん質問があるんで、これは今、繁永証人から前回不明確だった点を証言求めたら、故障したのを田んぼに見に行ったとまで明確な証言があったんで、繁永氏の記憶ではこうですねという事実の確認を取るだけでいいんじゃないんですか。もうそれ以上のことをしても仕方がないと思うんですけど。あそこまでの記憶があるんですから、間違いじゃないんでしょう、繁永さんの認識としては。ですから、こういうことで間違いはないですねって確認を取れば十分だと思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） じゃあ、今、その説明……。

○副委員長（宗 裕君） 勘違いじゃないでしょう。

○委員長（武道 修司君） いや、すみません。これ、後で間違えてましたら、今度、偽証罪になるんで。我々は偽証罪をここでつくるためにこの質問しているんじゃないんです。事実を確認をするんです。言ったことを逃してしまうと、そのままになってしまうと偽証罪になる可能性もあるんで確認をさせてもらっているんです。（「委員長」と呼ぶ者あり）だから、ちょっとそこはちゃんとしとかなないと。中途半端な回答だけもらって、「はい」で終わってしまったら大変なことになるんで、ここはちょっとしっかりと確認をさせていただきたいなということなんです。宗議員、よろしいですか。（「委員長」「委員長の判断はそういう（聴取不能）」と呼ぶ者あり）繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 作業したことに對しては、間違いなくやっております。写真はあれしかありません。ほかの写真を求められて、ないものはないんですから。仕事した写真しかありません。

だから、私がしていないとか何とかというんであれば、じゃあ、その人の言っている写真はどこにあるのか確認を。その人もあるわけでしょう、写真は、そうすると。

○委員長（武道 修司君） すみません。私、繁永さんが作業していないちゆうてるんじゃないんです。日にちが合わないんで。

日にちが、今、繁永さんが説明された日にちとかいうか、前回もそうですけど、前回の日にちも日にちが合わないし、今回も今説明していただいた説明が日にちが合わないんで（「委員長」と呼ぶ者あり）それを確認しているんですよ。修理したとかしていないとかいう話をしているんじゃないんで、そこだけ誤解のないようにちょっと回答お願いいたします。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） これは、やった業者さん、機械屋さん、写真に写っていますよね。この方も確認もちゃんと私しましたし、現場で職員さんもちゃんと立ち会って

いただいておりますので。だから、私は今、作業したことに對しては間違いありませんという委員長に答弁しただけです。

それと、書類の日にちについても、これについては、行政のほうから作成されたものに対して、私は会社として、作業はしていますので、これに對しての判子等を打って、行政のほうに提出したということです。

会社としては、書類上つてのは、うちが契約書を作るわけじゃないんで、行政のほうで作るわけですから、うちはそれについて確認をして、判子等打って契約等させていただいているということです。

だから、作業については、先ほどおっしゃったとおり、流れの中で最終的な写真、この間、見てもらいました写真しかありません。それだけはお答えします。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 契約書というのは、役場が作って、エス・ティ・産業が印鑑押しているんです。勝手に役場が作って、勝手に役場がやったという契約じゃないんですよ。これに日付が入っているんですよ。早く言えば、修理が終わっているんだけど、後から作ったという証言をしているということだろうと思うんですけどね。

完成届とか見積書、そういうのも全部日にちが、今度、つじつまが合わなくなるんで、そういうものも全て虚偽の書類を作ったというふうになると思うんですけど、大丈夫ですか。（「委員長、虚偽なのは日付だけなんだよ」「行政が作った（聴取不能）」と呼ぶ者あり）すいません。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 何か虚偽とか。（「委員長、ちょっと質問仕方に（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） すいません。ここ、完成届があるんです。完成届が、日にちが全部入って、12月の2日に完成届は報告しているんです。これ、エス・ティ・産業が出しているんです。これはだから、エス・ティ・産業が出している書類が違うということですか。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 書類等は、仕事終わって、日にちがあれば、その日にちの期間で写真整理とかいろんなもんをやれば、遅れて、期日内に提出すればいいような内容になるんじゃないでしょうか。別に今終わったから今出すんじゃないなくて、そこのところは、期日内、それが、工期が遅れてしまえば契約不履行に、発生するんじゃないんですかね。違いますかね。

○委員長（武道 修司君） 違います。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 違いますか。

○委員長（武道 修司君） 繁永さん、ちょっと（「長過ぎると思います、委員長。まだ1番目で

すよ」と呼ぶ者あり) 分かっていないかなと思っっているんですけど、着工日って書いていますよ。着工年月日、令和4年11月の16日、このときから工事始めましたって書いています。契約書もそうなっているんです。

工事が終わったのが、完了届というのがもう一枚あって、この日に完了しましたというのが12月の2日です。それも、完成届という書類は、役場じゃないんですよ。エス・ティ・産業から出ているんですよ。だから、着工届を出しているのと完成届を出しているということは、この間に工事をしましたということだろうと思うんです。これは、だから虚偽の書類ですかという確認なんですよ。日にちを合わせているということは今言われているんで。

ほかに、これ、たくさんあるんですよ、こういうふうに日にちが違うという書類が。だから、なぜこういうふうな日にちの違う書類を作っているのかが私たち理解できないんで、なぜこういうふうな虚偽のというか、日にちが違うのを出しているのかがちょっと分からない。どういうことですか。(「委員長、ちょっと質問させてもらってもいいですか」「いや、委員長、質問の仕方をちょっと。ちょっと言いたいで。ちょっと」と呼ぶ者あり) 田原委員。

○委員(4番 田原 宗憲君) 繁永さんは清掃センターのセンター長というトップの立場なんです、今の繁永さんの発言を聞いていたら、日付は入れないまま、そのまま書類を役所のほうに提出しているというふうに多分おっしゃっていると思います。

それと、この書類の、例えば工事請負契約書、完成届、工程表、着工届、経歴書なりいろいろ書類があると思うんですが、それを業者が出すのか、行政を出すのかの説明を先に聞いたらいんじゃないですか。何か一般的には通らないような説明を繁永さんしているように感じるんですが。質問の仕方を。

それと、先ほどの、現場に何か行ったとか架台とかいうの、何を言っているか、正直、私分からないんで、ちょっと詳しくもう一度お聞きしてもらってよろしいですか。(「委員長、私からちょっと(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○委員長(武道 修司君) 同じ質問であれば。(「同じです」と呼ぶ者あり) 宗委員。

○副委員長(宗 裕君) 宗です。書類の日付に関してはこの質問がいいと思うんですが、10月の11日に全ての修理作業完了して、見積書、契約書、完了届、全てその後に出している。日付に関しては、繁永さんは書いてなくて、日付は書かずに出して、日付に関しては全て役場が入れていると、こういうことでしょうか。だから委員長の認識と合わないだけで、そういう事実で間違いはないですよ。

○委員長(武道 修司君) 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業(繁永 哲也君) 間違いありません。

○副委員長(宗 裕君) だから、そういうことです。(「そういうことですね。職員が日付

を改ざんして（聴取不能）」と呼ぶ者あり）だから、日付以外の内容はこのとおりだけど、日付に関しては役場が勝手に書いたと。（「着工届は誰が出したん」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 着工届と完成届は誰が。役場が勝手に作って、役場が勝手にしたということですか。今、繁永証人の話でいくと、職員が（「職員が出したんじゃないですか」と呼ぶ者あり）勝手に……。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 仕事が終わって……。

○委員長（武道 修司君） すいません。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それは、仕事が契約上の中であれば、終わればうちのほうで着工届は出します——ああ、完了届ですね。出します。

完了届は工期内で出すような内容になると思いますけど。（「書類、終わってから出しちゃったもんね」と呼ぶ者あり）だから、完了した（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） だから、実際修理した日と全然違う日にちで出しているということですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 完了届で、その日で、後から、工期内で出す内容ってのが多いんじゃないですかね。書類を作ったり、写真をしたり、いろいろ。

○委員長（武道 修司君） 日にちがちょっと——すいません。もう一回言いますよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 日にちのことを、申しわけない、言われても。今、そちらの資料の中でこうです、ああです、こうですって言われても（「委員長」と呼ぶ者あり）私は記憶の中でしか言えないんで。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、私の質問に対する回答ではほとんどもう明確になっていて、食い違いは何もないと思いますけど。（「書類は誰が作ったかだけでいいんじゃないですか」「だけでいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）書類は後から作っているんですから、工期もくそもないじゃないですか。もう既に完了して作っているんだから。

○委員長（武道 修司君） 繁永さん、工期の日にちが11月の16日からち書いているんですよ。でも、先ほど言ったのは10月の11日っち言いましたよね。1か月以上違うんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） でも、私はちゃんときちんと作業終わったから、前回言った10月の11日に完了しているじゃないですかという、委員長からも言われましたよね。

○委員長（武道 修司君） 10月の11日ですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） （聴取不能）ありますと。ただ、私はきちんとお話ししているんですけども、書類上の日にちが、これがどうです、ああですと言われても、ちょっと私は……。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、もう一回質問させていただきますか。（「書類は、そんなのしょっちゅう」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） だから、この書類はうその書類ちゅうことですか。

○副委員長（宗 裕君） いや、そこが認識が違うんですよ。（発言する者あり）うそではなくて。

ちょっと質問させてください。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） つまり我々と認識が食い違うんですけど、修理は、書類が一切なく、電話で連絡受けて修理をして、完了してから全ての書類を役場と協議しながら作っているって、それだけです。その辺の認識が我々と違うんですよ。繁永証人はちゃんと役場から指示を受けて仕事をやって、緊急だから、とにかくまず仕事をやって、仕事をやった後で役場と協議しながら書類を作っただけで。

日付に関してはいろいろお互いの意見が食い違っていますけど、書類の内容の金額とか仕事の内容に関しては一切間違いありませんって言っているに過ぎないと思うんですけど。そういうことですよね。

一応、間違いはないですって発言していただければありがたいです。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 作業についての今の流れは、間違いなくその流れで作業させていただいております。今、宗議員がおっしゃったとおりです。

○委員長（武道 修司君） ということは、この完成届とか着工届は、うその報告書を作ったということですか、日付。（発言する者あり）日付はうそですよ。（発言する者あり）10月の11日に修理が終わっていて（発言する者あり）10月の11……。 （発言する者あり）繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 日にちについては、もう私にはそれを何とか……。 （発言する者あり）だから、私はそれについては、今、書類上の部分は、日にち的な部分は、今言われても、これは何とも。どれがどうですよ、こうですよってことは私にも言えない。作業上は間違いなくやっているし、その後に私が書類を出している。今ここにあれば、それは、そういう日にちがあれば、もうそれしか私は記憶上は、そこはちょっと記憶にないんで、それだけは言わせてもらいます。

○委員長（武道 修司君） 繁永さんそこから出てきている書類なんですけど、この書類自体は着工届とか完了届は役場の職員が作っているということを今言われているんですか。（「いや、協議して作っているだけで」と呼ぶ者あり）協議をして作っているということですか。（「印鑑だ

けついたちゅうこと」「いやいや」と呼ぶ者あり)

ちょっとすいません。これ、公金が出ているんで、町のお金が。

これ、事務上の流れかもしれませんが、調査をやっているんで、それが理解できないんですよ。着工届と完了届の日付が、工期じゃない、1か月ずれているんですよ、後からなんですよ。後からそういうふうな書類を作って出しているというのを、繁永さんが私は作っていないという、役場が作っている。それを、有印私文書、早く言や、繁永さんのところのエス・ティ・産業が押している印鑑の書類を役場が作ったということを今発言されているということでもいいんですか。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 申し訳ない。令和4年度の話をしているんですから（発言する者あり）なかなかそこを細かく、ううんって言われても、ちょっと私は、作業したことに対しては認識とかありますけども、書類でそこで書かれていれば、それは間違いない。（発言する者あり）数字が入ってますからね。契約も終わっていますから。

○委員長（武道 修司君） だから、これを誰が作ったかなんですよ、この書類を。繁永さんが作られたのであれば、修理の日にちと全然違うことになっているし、それを、なら、どういうふうなことでその日にちにしたのかと。役場の指示があったのかどうなのか。この書類自体を役場が作って、印鑑だけもらい行ったのかという。それによって、職員がどういうやり方でこういうふうな事業というか、支払いをしていたかということ今我々は調査をしているんで。

これ自体の書類が、正当性があるのかないのかという確認をちょっとさせてもらっているんですよ。それで、先日は最初出た書類に間違いありませんということやったけど、日付が全然合わなかったんで、再度今日確認したら、実際は違っています、10月の11日に修理をしています、この書類の日付は全部違いますということを今言われたと思うんです。

ということは、この日付が全部違う書類の日付は、役場の職員が作られたというふうに言われているんですけど、着工届とか完了届というのは、見積書もそうですけど、繁永さんのところから出てきているんで、日付とかそういうところをすると、もう、つじつまが合わなくなってしまうんで、それを、繁永さんのところが自ら作ろうとして作ったのか、それとも役場の指示があったのか、役場が作った書類に印鑑だけ押したのかという確認なんです。ちょっと説明、分かりますかね。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 作業上、終わって後にその書類は出したんで、仕事が終わらないとどこまでするのかという見積りも出せないし、作業が終わらない限りは見積書って、緊急に言われた場合は——前もってこの作業してくださいっていうんであれば見積書提出ってことはあり得ますよね。けども、来て、見てください、いろいろ点検しました、その流れの中で、最終的に終わった時点でうちは相手から請求書が来ますよね、機械屋さんのほうの。来

てもらっていますので、賃金等発生します。それについてはうちはそれに支払いしなくちゃならないし、そこのところは後からじゃないと、賃金の発生がどの程度なのか。時間がかかれば高くなってくるし、時間的に早く終われば賃金等も変わってくるんで。そういうところもありますので、作業が終わってからの内容になると思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） だから、この書類は誰が作られたのかを教えてくださいたいんですよ。繁永さんところで作られた書類なのか、それとも役場が作ったのを印鑑だけ押したのか、それとも役場と協議をしてこの日付の書類を作ったのかを知りたいんです。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 協議自体は、私には記憶が……。

うちのほうで見積書を提出させてもらって、その後に契約書を発行というような形になると思いますけど。（「委員長、ちょっと私から質問させてください」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 繁永さん、もう令和4年って随分前ですから、明確な記憶がないのは当たり前なんですけど、今まで百条委員会でいろいろ聞くと、築上町役場の場合は、緊急の場合は書類は一切なく、現場のやり取りだけで先に処理をするってのが多数あるって証言が出ていますから、これだけではないんです。ですから、いつも緊急の場合は現場のやり取りで先に修理を完了して、後から書類を作っていると、これだけじゃなくて。いつもそうやっているから、いつものやり方だってことですよね。

それで、今、武道委員長が聞いているのは書類を誰が作成したかですけど、契約書は役場が作ったやつに繁永さんが判をついているでしょうけど、完了届とか着手届とか、そういうエス・ティ・産業の名前しかないやつは、当然、繁永さんが作って提出していますよね。日付に関しては、もう何年も前のことですから明確な記憶はない、そういうことで間違いはないですか。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 今、宗議員が言ったとおり、間違いありません。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） ということは、日付は、もう全部違う日付を作ったということを今証言したちゅうことですよ。（「ちょっと納得できん（聴取不能）」と呼ぶ者あり）宗議員の言うことが正確という。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 何度もちょっとお聞きして申し訳ないんですが、工事の契約書とか（発言する者あり）いうの、例えばこれは、センター長やから長年の経験があって、トップなんですよ、清掃センターの。繁永さんの頭の中の一般的な業者が出す書類、役所が用意する書類をちょっと答えてもらえませんか。何を業者が出す、誰が作るとかというのがちょっと理解して

いないように私感じるんですが。宗さんのおっしゃるとおりですというふうに言うんじゃないくて、この書類に関しては役所が出しますよとかいうのをちょっと教えてもらえませんか。

例えば、先ほどの書類の中に10種類なら10種類あれば、この書類に関しては、大体の知識でいいです。分かりますかね。契約の件に関しては……。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 通常、契約すれば、見積り……。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 見積依頼書ってのが出てきますよね。見積依頼書が出てきて、それが契約上で見積入札するのか、随契であるのか、あります。金額と併せて、内容的なものが変わってきます。それで、見積りを頂いてから、それから起案書を書いて、上のほうに書類等が回っていくような内容になっていると思いますけど。その後に、上から指示で——指示ちゅうか、（聴取不能）の中、承諾下りれば、そこが、見積入札の中でその業者この業者ということで、そこにまた正式に見積依頼書が行きますよね。その中で安いところに見積り決定もしくは緊急の場合は随意契約で行われます。

その後——どうなるのかな。（発言する者あり）（「契約書のところからでいいです」と呼ぶ者あり）それは、契約書は、決定しましたら契約書を、書類は役所のほうで作ってもらって、役所のほうで提出いたします。そして、向こうから、先に業者のほうから判子等を先に頂きます。そして、その後にそれを回して、それが間違いなければ、役所のほうが今度判子を打ちます。打って、控えを業者のほうに出します。これが契約書の流れじゃないかと思えますけど、田原議員、どうでしょうか。（「あと、着工届とか、そういうのは誰が出すんかとかいうのを答えてもらいたい」と呼ぶ者あり）

先ほど言ったように、業者のほうが出しますってことを、宗議員が今、質問の中で私が答えたと思えますけど。（「業者が出すでいいんですね」と呼ぶ者あり）着工届等は、完了届は業者が出します。（「委員長、ちょっと今のお答えで確認したいことがあるんで」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の流れ、大変よく分かったんで、確認させてください。契約書を作る前の流れです。

今の繁永さんの説明だと、最初は見積書から始まると。役場から見積りの依頼が来て、それに対して業者が見積書をまず提出して、その見積書を提出した金額を見て起案書を役場が作って、その次に契約方式、随意契約も入札もありますから、契約方式が決まった後で正式な見積り依頼が入札の依頼が来て、そして業者が決まったら次は契約って流れで間違いはないですか。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） その流れで間違いはないというふうに。一応、参考

見積りってのは必ず必要になりますので、当初、参考見積りを必ず取って、それから予算の設定というのが決まってくるんじゃないですかね。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、もう一つだけ。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 参考見積りは、一般的には何者から取りますか。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。（「そりゃ、分からんやろう、役場やないん」と呼ぶ者あり）

○副委員長（宗 裕君） いや、センター長るとき。（発言する者あり）

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 過去の立場で、分かっている部分だけ説明してくださいちゅうことなんで。

参考見積りは、大体そこに、分かっているというか、理解の持てる業者、そこから参考見積りをもらいます。（「何者とか」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 参考見積りを何者から普通は依頼することが多かったかという、参考見積りを依頼している会社の数が知りたいのと、それと全ての書類を見せてくれっていうふうには我々は資料要求しているんですけど、参考見積りの書類が出てきたことがないんです。その見積書は、口頭で見積りしたりあるいは書類があったとしても破棄するってことですね、一度も出てきていないんで。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そのところは、各担当者によってはあれですけど、ほとんど参考見積りの場合は残っているってことはないと思いますけど。それから予算を設定して、それから見積依頼書、業者選定をして出すような内容になってくると思います。

○副委員長（宗 裕君） 手短にもう一点だけ。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 参考見積りが何者かってことを答えていただけないんですが、よく分かっている業者って説明がありましたから、よく分かっている業者がそうそうたくさんはないでしょうから、通常はよく分かっている業者1者という理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それよりも、今、現職の職員に聞いてもらったほうが詳しく分かるんじゃないですかね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。（「はい」「委員長、質問じゃないですけど、もう、1個の質問で。すいません」と呼ぶ者あり）吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 1個の質問で、もう今55分たっているのに、1時間ですというが多分なかなか難しいと思います。

このやり方なんですけど、繁永さんのことを考えたり質問の内容考えれば、付随するやつは今もう勝手にやっていますけど、代表質問の中で、思ったことを各委員が言ってもいい場なのでしょうか。それか、1回代表質問が終わってから、通常どおりの流れですべきなのでしょうか。そうしないと時間どおりには絶対できないですし、何のための代表質問かというのはもうずれていっていると思うので。すごく短めに、端的に聞いてもらえれば、皆さんの意見で聞けると思うし、繁永さんも答えやすいと思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） そのように進めていきます。

圧力ポンプに関しては、実際の書類と修理した日にちがもう違いということは今日証言をいただきましたんで、これはもう明らかに今日なったかなというふうに思いますんで、今、上がっている書類の日付は全て違うということで、繁永証人、よろしいですか。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 完了した書類が、全てが違うんじゃないかと、終わった後に書類は作成していますということです。だから、仕事が緊急で……。

○委員長（武道 修司君） それを確認しているんですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 緊急で依頼が来て、今、武道議員が言っているのは、今の書類上で日にちがこうやって決まっています。だから、私が言っているのは、10月の11日に仕事が終わった後にその書類等はやっているということを私は言っているわけです。

○委員長（武道 修司君） いや、だから、10月の11日に終わったのであれば、11月の16日から12月の15日の契約書とか、完了届が12月の2日に終わったとか、着工届が11月の11日から着工しましたという書類は、全部日付が違うじゃないですか。だから、その日付は全部違うんですよという、違う書類を作ったということではないんですよという確認をしているんです。後でしたとかどうとかちゅうことじゃなくて。

前回質問でお聞きしたときは、その書類全てが間違いありませんということをおっしゃったんですよ、前回。だから、それが虚偽の証言になって、偽証罪にもしかしたら問われるんじゃないかという部分あって。

私、日報でずっと確認をしていったら、この日付が合わないんで、今日再度確認をしないと大変なことになるなという部分もあったんで確認をさせてもらっているんです。だから、10月の11日にもう修理が終わって、後からこの書類を作ったということは、出しているこの書類の日付が全部が合わないんで、これは全部違う日付の書類で間違いはないですかという確認をしているだけなんです。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 前回、日にちがそこに入っていますので、それを

今委員長が言っていますので、それについては、私のほうが違いますとかどうのじゃなくて、その日にちどおりで間違いのないことは、ここで認めます。

だから、日にちどおりでいいですってことです。前回言ったとおりで、そのまま承認しますってことです。

○委員長（武道 修司君） 今日、10月の11日に工事が終わったというふうに言われましたよね、10月の11日に。（発言する者あり）10月の11日に終わったと、今日言われたじゃないですか。出している契約書とか完了届の日付が違うんで、そしたらこれは役場と作ったという、役場と話しして作ったという話があったから、この後の書類は日付が違うということいいんですかという確認だけなんです。実際、今日、繁永さん言われましたよね、10月11日に終わったと。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それでいいですって言っているじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） ということですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） です。だから、11日に仕事終わって、その後に書類は作って、日にちが入ったら、その日にちで間違いありませんってことを言っているんです。（「契約上ね」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） だから、この日付のときに修理はやっていないということいいですよ。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうです。その前に終わっています。

○委員長（武道 修司君） 終わっているということですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） その前に作業が終わっているちゅうことだけ確認していただきます。

○委員長（武道 修司君） はい。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） その後に書類ができましたってことだけ、それだけちょっと確認だけお願いします。

○委員長（武道 修司君） この書類自体の日付は違うということいいですよ、実際と。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） すいません。ちょっと私の進行が悪くて、1番目の質問でこんなに時間を取ってしまいました。私の質問の趣旨とお答えがかみ合わなくて、皆さんに御迷惑をおかけしました。

1時間たちましたんで、ここでちょっと一旦休憩をさせていただきます。再開は11時5分からといたします。すいません。

午前10時58分休憩

.....
午前11時05分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

繁永さん、すみません。長くなってしまって、本当に御迷惑をかけて申し訳ございません。とにかく、行政の事務の流れをしっかりと確認しながらやっていかないといけない部分もありますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願いします。

一旦、私のほうから1番目のクローラーポンプの交換についてはこれで終わります。2番目の有機液肥製造施設第1の設備運転委託業務の業務委託契約、有機液肥製造施設第2設備運転委託業務の業務委託契約についてということでお聞きします。

先日、下田証人も前もって相談をしていたという話をされました。また、本会議場だと思えますが、八野副町長からも、担当者と業者のほうで打合せをしていたのではないかというふうなことを言われていました。それで、この有機液肥の製造施設の業務委託の流れというか、そうやって相談をしながらやっていったというふうなことの証言があったもので、どのような形で、有機液肥の運転の業務委託をされたのかを説明をお願いいたします。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 私の弊社のほうに、行政のほうから、今、第1施設の機械が止まって運転が不可能状況になってきたと、だから、これについて運転の見積書を提出してもらえませんかということがあって、うちのほうから、一応見積書を提出させていただきました。

その後、うちのほうに、見積り、正式な、先ほど言ったように、見積依頼書が来まして、うちは最初に出した見積書と同じ内容で提出はさせてもらいました。その金額に対して、契約に対しては、行政のほうから見積決定書がきましたので、うちとしては契約をさせてもらいまして、契約後の運転業務というのが、今の現状であります。

第2施設については、それも同じような内容で、していただけないかということで、うちのほうは、見積等の提出をさせていただいたという内容になっております。

○委員長（武道 修司君） 今説明があったように、第1施設も第2施設も、役場のほうから見積り、早う言や仕事、これできますかという確認があって、見積りの依頼を役場のほうから、行政のほうにした。それが先日、契約前に相談をしていたようだという説明が、結局仕事できますか、見積もりしてもらえますかという話があったということでよろしいですか。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そういうことです。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。有機液肥については、私のほうからこれで終わりたいと思います。

それと、有機液肥製造施設の人員配置について、第1と第2の人員をどのような形で配置して

いるのかを教えてください。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うちの弊社の場合は、外部の作業をしている人が、清掃センター以外ですよ、の社員が2名いましたので、この2名の中の1人、名前であればエモトタケヤスが4月1日から、第1液肥のほうがありますね。オオキが最初の第1液肥の運転業務に携わりました。そして第2施設を、うちが今度委託されて受けるようになりましたから、第2施設のオオキ氏が第2施設、第1施設にはエモトタケヤス君が配置されました。8月1日以降については、繁永ノブヒロがうちの業務のほうに、そこで交代で入っております。だから、そういう人員配置ということになっております。

○委員長（武道 修司君） ちょっと確認です。そしたら、第1施設は令和5年からですか、5、6、7年に関しては1名の方が配置されている。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） もし、休まれたら困りますので、うちの別の社員が1人入っております。それは先ほど言ったように、外部の仕事がありますので、個人の、外仕事に入ったときと、もしくは清掃センターで休んだときに、代わりに入っていただいている人員がいますので、その人員が1名、第1施設でオオキさん急用があったりしたときに、覚えてもらわなきゃならないんで、作業を一緒に、最初のうちは2名体制で作業のほうは入っております。

○委員長（武道 修司君） 確認ですけど、第1施設が1名で、フォローというか、もし休んだりなんかしたときとということなので1人ついてて、第2施設、令和7年度、今年からですよ、第2施設はですね。そこに1名の方が4月から配置をされているということですよ。

だから、実際的には1名ずつの配置ですけど、もう一名フォローするとか、いざというときの対応ができる社員も1人確保しているという考え方でよろしいですか。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そのとおりです。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。人員配置については、私のほうはこれで終わります。

次に、清掃センターの関係です。清掃センターの通常の勤務、繁永さんの会社で働いている社員の方7名ですか、7名が清掃センターで、今、勤務している。その7名の方が故障とかあったときに修理をされているということでお聞きしたんで、場合によっては、太新工業さんが元請で、エス・ティ・産業さんが下請けとかで、その7名の方で修理をしたりということがあるといことでお聞きしました。場合によっては外部から来られることもあるんだろうと思います。

その関係で、工事費と人件費のほうにダブってるとはいいですかということで、前回、繁永さんにもお聞きして、担当の内山課長補佐にも確認したら、時間外と休日出勤で対応しているということで、内山証人のほうから、時間外、休日出勤の書類を出していただきました。出して

いただいたんですが、実態とあまり合っていない、日付、工事の時間と時間外と休日出勤の整合性というのが取れていないなという感じで思っています。

それで、先日お話があった時間外、休日出勤と工事の関係について、この前、お話があったように、時間外で調整をしているということで間違いはないんですか。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 間違いありません。

○委員長（武道 修司君） 時間外で調整をしているということで、契約書で確認をすると、平成28年、29年は時間外の支払いをしてるんです。その後は、時間外の支払いをしない契約になっています。契約書でいくと、1日の勤務時間で日当を払っています。

その修理をするのに、そこの社員さんじゃなくて外部から来られてというんであれば全然分かるんですけど、そこの社員さんがその修理をするということになると、修理金額と業務管理委託のほうが重複するのではないかとということで、ただ時間外とそこの整合性が取れないもので、この考え方というのが、私はちょっと理解できないもので、どのような形で整合性というか、それもですけど、契約上はもう時間外払うようになってないんで、そもそも時間外を払う必要性がないというふうに契約がなっているんで、それをあえて工事費で時間外を払ったような形をとると、その契約自体が、ごまかして言ったら悪いですけど、そういうふうに支払いをしなくていい話で、違うところで時間外を払っているような形になってしまうのかなというふうに思うんですが、その点についての整合性の説明をお願いをしたいと思います。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 機械が、緊急停止などがあれば、前回にも、私のほうで発言させていただいたと思うんですけども、復旧を、すぐ復旧をしなくちゃならない。これが現実なんで、そうしますと、ごみの搬入というのは間違いなく止めることができないので、それが60トンピットであって、ゼロであれば余裕があります。残業しなくても済みます。しかしこれが30トン、40トンであれば、もう、すぐ満杯状態になりますので、それを減らすためには、その仕事に対して1日なのか、5日なのか、これって分からないんです、状況によって、今ピットにたまっているボリューム、これによって残業の内容って変わってくるんです。

だから、日曜出勤しなくてはならない場合もあるし、残業を1週間続けてやりながら、休みを作業するというような内容も発生してくるわけです。ごみの搬入量によっては、残業内容が変わってきます。だから機械が止まって、即対応ができるというのが大事。私の場合は外から、中にいないんで、外からの協力要請みたいな形で、人員1人入れて対応させてもらっています。

そこでいる人は職員に仕事していいのかどうかは確認します。内山君がほとんどの場合は、していいのか、どうですかってことを確認して、承諾をもらわない限りは、やっぱり我々も対応できないので、そういうところはあります。作業は一応これについて、作業していいのかどうか確認はするようにしております。

全部じゃないかも分からないですけど、止まったときの我々の作業状況って、慌てます、どうしても。機械が急にドンって止まってしまうってことは、前回にも言ったように、熱処理、温度、機械、時間的というような制御がかかっておりますので、一番先に怖いのは火災なんです。この火災が発生することが、一番、常に我々は敏感になっているところです。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 今説明があった修理をした日にちと、内山課長補佐から出してきたいただいた書類の日付が、またこれも合わないんです。時間外のところをずっと私たちも、私もずっとチェックをして調べたら、大体お盆とか連休明けとか、量がかなり多いかなと思われるところの後に、多分その日の処理をするのに、時間がかかなり過ぎているのかなということで、故障した日じゃないんです。故障した日じゃないところの時間外は、私は確認ができるのかなというふうにあったんですが、作業日報で故障した日にちで、時間外がというのがあまりないんです。

そこで整合性がないということになっていたんですけど、今の繁永証人の話からいったら、そこで働いている職員が、そこで修理に携わっていいかということを確認しながらやっている。それは行政のほうが、いいですということを行ったということで、今証言があったんで、重複での支払いを役場の担当者が認めてやってたというふうな形になるかと思うんですけど、実際的には、そのような形で繁永証人が確認をして、いいという許可をもらってやってたということでもよろしいですか。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そのとおりです。それと機械ですね。プラントというところは、それ以外にも残業っていうのは、緊急に止まって請求しない残業というのはかなりあるんです。詰まりとかあった場合は、我々がそこにいたらすぐ復旧しますので、それで時間外になる場合もあります。それは修理等の、今、処理場でいう工事とかでなくても、そこに職場におれば、残業というのは絶対発生するんです。必ず何らかの残業があります。

だから、そういうのを踏まえてみると、通常のそういうとこのプラントの設備に作業、我々が委託されていたら、それに限らず、いろんなものが出てきますので、そのときに残業しました、時間外しました、それについて行政のほうにどうのということもありませんし、そういうのは多々、かなり年間に通したらあります。

○委員長（武道 修司君） そういう質問をしているんじゃないんで。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 残業も、それも残業の中に入るんじゃないですか、ということをおしは、今、委員長におっしゃっています。

ただ修理場でこれが修理しました。じゃあその分の相殺の残業の部分は、違うんじゃないかということをおし、今、時間外、修理します。それでうちの社員が入りました。その部分と残業の相殺が時間的に違うんじゃないかということをおしやっただんじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） あのですね、私が質問しているのは、業務委託契約の中で、平成28年と29年が時間外を払う契約をしていたんです。一番最初は時間外を後から1年間通して、時間外がこんだけの時間がありましたという請求を出しているんです。平成29年に関しては、最初に199万8,000円を払って、後から精算をして、最終的に45万2,606円が返金という形になっているんです。これが平成28年、29年。

平成30年以降は、月例点検という形で、残業代の相当額、ほぼ同じ金額が月例点検という形で、残業代に変わったのではないかというふうに思われるような流れになっています。それは契約上の問題。契約はあくまでも業務委託契約なので、残業代という形じゃなくて、あくまでも、この施設を運転するための金額、この施設を運転するための契約ということにしないとおかしいだろうということで、残業代を廃止にして、1年間の業務委託契約をしたという契約になっているんです。それも人数が全部入っているんです。

それと別に、修理をした分の請求書、修理費も払っているんで、この運転業務委託の契約と修理の委託契約の部分がダブって支払いになっているという、同じ人間が同じように修理しているんで、だから、そこがダブっているというふうな形になっているんで、これを今、今日聞いたら、先日は時間外で調整しているという話でしたけど、そもそも時間外で調整しちゃいけないんです。そういうふうになってないんで、契約も。運用でそうやってやったかもしれませんが、時間外で調整しちゃいけないんですよ。

もし、時間外で調整をとということであれば、実際的に日中の業務は、繁永さんのお話でいくと、役場の担当者と話をして、ある意味、役場の担当者が日中、エス・ティ・産業の社員さんが、そこで修理に当たっていいよと、その分のお金も請求していいよと、払いますよという話をした上で、修理に携わって、先ほどの契約の形じゃないですけど、請求書をエス・ティ・産業から役場のほうに出されたということで間違いはないですかという確認です。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 28年度、29年度の契約内容というのは、前のフィールド企画さんの内容と同じ契約内容で契約したと思います。

○委員長（武道 修司君） それも調べました。フィールド企画の場合は、残業手当とかそういうのが一切なかったです。

平成28年、29年に初めて残業代というのが出てきました。平成28年は後払い。29年は先払いで精算をして、精算金を返金している。それ以降は、月例点検という形で198万9,360円、前年度の見込みが199万8,000円ということで、ほぼ同程度の金額がそちらのほうに移行されて、契約自体も完全な業務管理委託なんで、残業代等払うということの考え方がおかしいということで、こういうふうな契約に変わったのかなと思っているんですけど、そもそも残業代を払うようにはなっていないんです。あくまでも運転業務なんで。

それで、今、繁永さんが今日の説明でいくと、日中の修理に関しては、エス・ティ・産業でどうぞ修理してくださいと、いいですよということで許可を取ってやっているということやったんで、行政の職員のほうが、そういうふうな二重払いということがなるということが分かってて、そういうふうな処理をしていったということになるんだろうなと説明を聞くとなったので、そういうことでは間違いないですか、という確認だけです。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 10年前の話ですからね。

○委員長（武道 修司君） いやいや10年前じゃなくて、去年も、おとしも。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いやいや、去年、27年、28年はやっぱり。

○委員長（武道 修司君） それはどうでもいいんですよ。28年、29年じゃなくて、それから以降の話です。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いや、最初、委員長がおっしゃっていたんで、ちょっとそここのところの契約書のあれはまだ覗いていませんので、ちょっと記憶にないということがあって、それと、先ほど言ったように、残業手当というのは、うちはもう請求はもちろんしておりません。

その中で、どれくらいのボリュームでうちが勤務中にその作業をして、うちの社員が携わったのかというのはちょっと私も記憶にないんで、ただ、作業をするときには、必ず即復旧というのが第一条件なんで、私は何があってもそれを優先順位にしておりますので、その対応はさせていただいております。

ただ、残業手当に対しては、私は請求等はしてませんし、前の質問事項の中で、これについては、残業はどういうふうに行っているのか、残業じゃなかった、それを相殺するに当たってはどのような内容になっているのかという、たしか質問事項じゃなかったですか。前回の中で、仕事中にしたときに、その分はどのような形でもって支払いした分を行っているのかということで、それで、残業とか必ず残業があるんで、その残業について、当初うちの社員が働いた分、通常の仕事に、工事とかそういうのに入った場合ですね、ほとんどが土日が作業が多いと思いますので、そのことを言われたのかなと私は思っておりますけど。

○委員長（武道 修司君） 去年も当初も一緒なんですけど、あくまでも日中機械が壊れたと、早急に対応しないといけないといったときに、例えばエス・ティ・産業さんが直でやる部分もあるし、太新工業さんでということもあるでしょう。点検で分かってて、そろそろこれ変えないといけないよねとかいう部分もあるでしょう。

ただ、緊急じゃない場合もエス・ティ・産業の社員さんが修理を一緒にやっているというのは、これは太新工業の方からもお話し聞いたもんで、下請けを全て100%、エス・ティ・産業さんでもやってもらってますということで、緊急じゃない場合もそういうような形で対応しているとい

うことで、ただそれが、先日は休日出勤で調整をしているという話があったけど、今日の話でいけば、日中の修理に関しては、役場の職員の指示に基づいて、役場の職員さんが修理してください、そこの社員さんなんて修理していいですよということを指示をされたということでもいいですかという、今確認だけなんで、どうだこうだということではなくて、その指示に基づいて、日中を修理していたということよろしいですかということです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それについては修理はやっております。ただ、太新工業さんがどれくらいの金額で受けたのか、私どもは分からないし、会社としてね。ただ協力をしてください。太新工業は普通のように仕事入りますよね。このときは協力してくださいという中で協力をしております。

通常は大体、午前中、祭日の作業が多いんじゃないかなと思っています。

○委員長（武道 修司君） いや、それはいいんですけど、私がお聞きしているのは、その作業をしたのが、太新工業の下請けであろうと、エス・ティ・産業さんが元請けであろうと、その日中、業務の中で修理をしているということがあるんで、その日中の修理に関しては、今、役場の職員のほうから、やっていいという指示があったということと言われたということであったんで、それで間違いないですかという確認です。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 間違いありません。

○委員長（武道 修司君） はい、分かりました。ということは、職員のほうが二重での支払いを、理解をした上で、処理をしていたということになるのかなと思います。

はい、すいません。私のほうでちょっと長くなりました。申し訳ございません。代表質問はこれで終わりますので、あと皆さんのほうから質問をお願いいたします。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません。長々だったんで、僕はすごく短めに聞きたいと思っています。

今、委員長が契約の内容で、10年前のことから言われても、なかなか分からないとは思いますが、すけれども、ちょっと表にしてみてもいいですか。

○委員長（武道 修司君） いいです、どうぞ。

○委員（13番 吉元 健人君） これは平成28年から、役場との契約で全て行った内容を分かりやすく書いた書類になります。左側が人数、途中で増えた分とか、フィールド企画さんからスタート当初1人増えているので、フィールド企画さんより1人人員が増えた、そのままいったのかなというのは、よく分かると思います。スタートの時期ですね。

先ほど言っていた残業代とか、その辺が延びてきたり、物価高騰等で手数料が入ってきたり、いろんな内容がすごく一目で分かる内容になっているんですけども、これを見てもらった上で、昔からいくと分かりにくいかもしれないので、ちょっと大きく、月例点検という、残業代がもと

もとフィールド企画さんのときに、先ほど委員長と繁永さんとの会話の中で、突然残業代、記憶の中で覚えていないよというところなんでしょうけれども、それが一番最初に120万円ほど残業代が出ています。翌年はなぜか、200万円の契約の段階で、200万円見積りの中に入れて、1年通した段階で45万円返金しています。約150万円の残業代があったということです。

平成30年に急に月例点検というのが出てきまして、これが約200万円。月例点検という資料をちょっと見させてもらったんですけども、もちろん月例点検やってました。チェックシートで例年ずっと入れているんですけども、これ平成30年に急に月例点検となっているんですけども、昔からやっている点検なんです、これ。前からですね。

ここ全部ずっと資料が10年分ありますけれども、中身は途中で変わっている最終処分場の月例点検というのが、別添で、1枚で入っている内容です。それが約250万円。今、月例点検自体が558万円、年間に払っていて、結構な金額だなというのがあるんですけども、なぜこの残業代がなくなった瞬間に月例点検という契約項目が新たに出てきて、もともと契約を始めたときからあった内容なのに、金額をもらえるようになった仕組みなのか、お答えいただけますか。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それについては、うちのほうからどうしてくれ、こうしてくれとののは、これはありません。

○委員（13番 吉元 健人君） 説明だけでいいです。どうしてくれじゃない、200万という数字は。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それは行政のほうから、こういう具合にしてほしいと、機械のメンテナンスをやるに当たって、それも合わせた部分でやってほしいということで、月例点検を月に1度の点検項目の中に入れさせてもらっています。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 証人でもどっちでもいいです。残業代が入ったときに、最初の契約のときに、僕、繁永さんとかしてなければ別に不審に思わないんですよ。フィールド企画さんもずっとしたことだと思います。そこは見てないんで分かんないですけど。

ただ、先ほどの委員長との話の中で、フィールド企画さんからそのまま推薦書をもって移行した内容なんで、そのままやっているよというところが、違う点が残業代なんです。残業代が入って、交渉したのかなと、そういう人使うものなので、別に悪いと思ってないです。

ただ、残業代で取ったにもかかわらず、フィールド企画さんのときからずっとやっていた月例点検に振り分けたのは、これは問題があるんじゃないかなというところを僕、指摘しているんです。もともとやっていた作業なので、そこに200万円という金額をつける根拠は、僕はないと思うんです。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それは、行政のほうに聞いてください。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 行政にももちろん聞きます。ただ、契約は行政だけでできないので、繁永さんはどういう認識で結んだのかなというのが、物すごく興味が、重要なことだと思うんです、僕は。重要なことだと思います。

だって、残業代をもともと払っていた内容を削っているんです。会社としたら損じゃないですか。どうにかこうにか残業代にこじつけて、すごいすばらしい営業をしたんだろうなと僕は思っていました。でも、もらわなきゃいけないことなんで、本当は。みなし残業とかあったらいけないと僕は思っています。正当にもらえる金額はもらうべきだと思います。

それをなくして、なぜ月例点検に振り返ったのかなというのが、どんないろんな労規いろんなもん調べても、出てこないそんなもの、そんなすり替えができるようなことが。金額も、200万円前もってもらっていた金額がそのまま月例点検になっています。そう思われても仕方ないと思うので、そこの違いの根拠を聞きたかったんです。

役場が決めたことじゃなくて、役場が決める前に、いきなり決めてこないと思うし、繁永さんどこ大事なお金だと思います。年間のお金なんで。それが今500万円になっています。勝手に役場が200万から500万円上げるということは考えにくいと思うんですけども、その辺の話の中身はどういう中身で、月例点検を今550万円いただいているのかという内容を詳しく知りたいです、そこは。僕は説明する責任があるので、町の人みんなに。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 先ほども言ったように、やっぱり機械のメンテナンス、こういうところを重視しておりますので、それについて毎月の点検報告書を出すことによって、機械の故障等とかそういうものは見るので、その月例点検に変更するようになった。これもうちのほうだけでなく、行政との話の中で、こういう月例点検のほうに変更したと思います。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 今の説明はちょっと分かりにくかったので、要は残業代のところを月例点検に変更したという、最後の答えはそういうことでいいんですか。中身がそのまま移って、月例点検のほうに、残業代のほうを持ってきたという答えで今のでいいですか。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 残業代と重ねてしまうと、ちょっと私も、それどうなのかということは。

○委員（13番 吉元 健人君） 突然でているんです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いやいや、分かっています。分かっていますが、それに言われても、今、私は機械のメンテナンスをメインとして運転をやっておりますので、機械とか故障はしないように努力をやっているんで、その月例点検は必要なんで、この部分に変えたんじゃないかと思います。

○委員長（武道 修司君） こういうことですね。日中は機械が動いてて点検ができないんで、終わった後に、後で点検しないといけないけど、それが、時間外になっているからということですね。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 違うと思います、そこは。

○委員長（武道 修司君） 違うか。はい、吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 28年から、以前からしてなければそれは通るんですよ。もともとやってるんですよ。フィールド企画から事業そのまま、人間もそのまま。繁永さんが新しく入ったから、4名から5名になってます、人員がですね。しっかり調べてます、その辺は。約款も全部見てます、隅から隅まで。

その上で、新たにエス・ティ・産業になったときに、残業代という新しい項目ができていますので、僕は褒めてるじゃないですか。企業として当たり前ですよ。みなし残業とかする必要はないし、法律的には駄目です。

だから、しっかり取っているのに、なぜ2年足らずでその残業代という項目がなくなって、新たにもともとやっていた、昔からやっていた月例点検に200万円もの金額を入れなきゃいけないのかなというのを聞きたいだけです。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 前から言っているように、月例点検に切替えたのかどうかは申し訳ないけど、私のほうが……。

○委員（13番 吉元 健人君） 契約。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 契約だから言ってるじゃないですか。そういうのに変わってるんだから、しょうがないじゃないですか。しょうがないと言っちゃ悪いけど、行政との打ち合わせの中、話の中で、毎月の月例点検の中に入れたという内容になるんじゃないですか。今、残業がどうのこうのじゃなくて。

○委員（13番 吉元 健人君） それがあって入れたんだか分かるけど、新たにつくっているんですよ。すみません、委員長、勝手に入って。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） もともとあった項目に、それが適していないか分かんないです。なぜなくなったかも分かんないです。教えていただけないんで、誰からも。残業を払う場所じゃ

ないところに残業代を払っていたから、なくなったのか、いろんな状況があったかもしれないです。でも、なくなっているのは事実なんです。30年に。でも、30年に全く200万円がなくなっているなら、何も思わないんですけど、今までやっていた月例点検に200万円の予算がついたのが、何か不思議だなと思っているので、そこを聞きたいだけです。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 私も資料のほうを調べてないんですけど、最終処分場は……。

○委員長（武道 修司君） 最終処分場のほうは令和3年からです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 3年から。

○委員長（武道 修司君） その前が、令和5年、6年、7年が通常の月例点検で、この表で分かるように、一番最後、令和7年に関しては、298万3,200円が月例点検で、最終処分場が243万9,360円という金額になっています。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） これについては、ちょっと私も、月例点検に変更になっていて、平成30年ですよ。これについては、行政のほうから、こういうような内容にしてほしいと言われたような内容で、これ変更になっているんじゃないかなど。

○委員長（武道 修司君） これ多分ですね、管理業務委託なんで、委託契約の後で、時間外を払うというやり方が行政上おかしいということで、その時間外を、実際に点検とかもあって時間外をすることもあるだろうということで、時間外のほうを月例点検という方向で相当額に変更したのかなと思っているんですけど、そもそも、あくまでも時間外自体を払うようになってないんです。業務委託というのは。その施設の管理をしてもらうというのが契約なんで、それに時間外を払っていたということがおかしいだろうということで、多分監査で指摘があったのか、何かで指摘があって、それを時間外相当額を点検ということに変えたのかなと思っているんですけど、実際、日中、その施設が動いているので、時間外じゃない点検もできないだろうということもあったんかもしれないなと思って、かなというふうにと、勝手なこれ私の憶測なんですけど、そういう話をされて契約されたんかなと思っているんですけど。繁永証人。分かれば、はい、繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） うちのほうも、月に1回の月例点検のほうは確かにやっております。運転中も、運転しているときに調べなくちゃならない部分もありますので、それについては、そういう内容に変更になったんじゃないかと思われれます。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員、いいですか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 契約内容に関しては、繁永さん、基本的に役場の方針っていうことだと思うんで、それを聞いても仕方がないと思うんで、業務内容について具体的に聞きます。

月例点検っていうのは、フィールド企画の時代から当然やってたと思うんです。やらないと機

械ですから、メンテナンスしなくて動くわけないですから、今やってるような月例点検のメンテナンスは、もうフィールド企画の時代からずっとやってる業務内容です。そういう理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい、そうです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） それを前提にすると、平成27年以前、フィールド企画の時代、エス・ティ・産業さんが契約を引き継いだ平成28年と29年、29年までは通常の業務委託契約の基本の金額の中で月例点検も含まれてたんです。そうとしか考えられないじゃないですか。平成28年、29年は月例点検の支払いはないし、その契約項目もないんだけど、今の証言によると、実際は、エス・ティ・産業さんが28年も29年も月例点検やってたんでしょ。

平成30年で契約上、月例点検の項目と金額ができてから、突然そういうメンテナンスを始めたわけではないですから、以前は基本契約に含まれてた内容を、役場の方針で、平成30年度から数百万円上乗せして支払うように、役場の方針が変わったということ以外には考えられないと思うんですが、何か私の理解は違うでしょうか。

だって、以前からやってたんですから、平成29年以前はやってたけど支払いはないんですから、そういう解釈以外はないです。（「時間外のものがこっちになったということですか」と呼ぶ者あり）時間外のこととして。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 28年、29年に、そういう対応、30年に月例点検に変更している金額については、その部分に変更、30年に変更、月例点検という項目に変更した、ちょっと私もそのところ。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今、繁永証人が、ちょっと私も分からないと言ったのは、平成29年までは時間外の百何十万か支払いが役場から行われているわけです。平成30年からは残業代の支払いはなくなって、代わりに数百万円の月例点検の支払いが発生したんです。

ですから、吉元議員は、時間外の支払いが月例点検に置き換わったんじゃないかと質問したんですが、今、繁永証人はそれについてはよく分からないとお答えになった。ということだと思うんです。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 確かに時間外の点検は行っております。ただ、お金の部分はその部分に換算したのかどうかは、私のほうも契約上じゃ、記憶にちょっと分からな

いかということですか。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） だんだん思い出していただけたみたいで、今、時間外に点検したんだと思いますというのは、時間外の支払いが行われた平成28年度と29年度の時間外の支払いに関しては時間外ですから、通常、ごみの受入れの運転時間外のほうが多いでしょうから、点検業務をやっていたら可能性が高いということで、ですから、当初契約の中に点検業務の項目はないし、月例点検業務ということで金額の支払いは行われていなくて、基本の委託契約プラス時間外の支払いですけど、基本の契約の中で月例点検も行ってたということですよ。フィールド企画が、仕事を受けた平成28年から月例点検はずっとやっているということですよ。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そうです。

○委員長（武道 修司君） いいですか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 1つ確認させてください。令和3年から最終処分場の月例点検が出てます。基本的にはこういう感じで、繁永さんの印鑑もあると思うんで、こういう1枚の例点チェックのやつなんですけども、残念なことに、これ令和3年から中身ほぼ一緒なんです。何のための点検のチェックなのかなというのが1点と役場とのやり取りでですね。これ年間に250万かかってます。約20万円ですかね。人間1人分の予算が入ってるんだと思います。毎日してないにしても、今さっき言われてる月に何回かのチェックをしなきゃいけないという中で、約1人分の人件費がかかっていると思うんですけども、この、やっぱり役場のせいなんだろう。ずっと改善されないというのは。

先ほど繁永さんの言葉で言うと、もし何かがあったらいけないとか、事故につながるようなことがあってはならないので点検をしますよ、月例点検をしますよ、もちろんだと思います。

それを踏まえて、このチェックシートをしてるにもかかわらず、チェック機能の意味が全くないんです。これ役場側が、うちに言われてもしょうがないと言われれば、そうかもしれないですけど、それをチェックする管理側の点検業務をされている繁永さんが、令和3年から項目、備考、全て同じ内容なんです。令和、すみません、6年までしかないんで、最終のやつはないかもしれないです。

○副委員長（宗 裕君） 吉元さん、今のは最終処分場だけの話ですか。

○委員（13番 吉元 健人君） そうです、そうです。（発言する者あり）違います、違います。ごめんなさい。すみません。分かりにくかったかもしれないですけど。

○副委員長（宗 裕君） 毎月同じ内容が出てるんですね。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。先にこれを、若い年から行きたかったんですけど、

今までの内容が分からないと、分からないと思ったので、まず契約のスタートをさせてもらって、これ令和3年からなんで、約4年前から始まった点検業務なんです。4年間、スタートからほぼチェック内容一緒です。スタートのとこと終わりのとこ見ても、1項目のどここのオーバースライダー等が正常に動くか、作動不良みたいなのが、もう5年間ずっと書かれています。

役場との契約は、これ何なんですか。チェックして教えるだけ、教えるだけ、あとは知らんよという立ち位置なんですけど、すみません。何か分かんないで、こんな聞き方になっちゃいますけど。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 今、吉元議員が言ったように、点検をします。でも、異常があれば、事務所のほうに報告をします。修理等は、うちがするわけじゃないんで、それで、役場のほうで、行政のほうで修理をするかせんかは、事務所の判断なんで、うちのほうは、オーバースライダーの点検だけじゃなくて、処分場の中の整地だとか、周りの除草作業だとか、様々処分場の中の内容というのがあって、確かにチェックリストは変わってない。項目上は変わってなくて、（「中身も変わってないです」と呼ぶ者あり）そうです。中身も変わってないのは、チェックリストの部分が同じなんで、異常があれば、そこで異常のチェックが変わるんですけど、そこまでも異常はなかった。（「ずっと異常です」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 始めたときから6項目ずっと異常なんですけど、この異常は指摘しなきゃいけないんじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） その書類は、異常はきちんと、これは行政のほうに、事務所のほうに提出されていますから、事務所のほうへこっちが進言して、するせんは、事務所側なんで、我々にこのチェックリスト出してくれ、同じとこばかり壊れてるんじゃない、ということは、行政側は修理を行ってないという内容になります。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ありがとうございます。そこが、多分なあなあになりすぎているんです。職員側が、せっかく繁永さんが指摘をしてくれているにもかかわらず、緊急工事は繁永さんにすぐ頼むのに、こういう、もし何かあったらいけない点検リストだと思います。大きく分けて。始まったときからずっとチェックしてくれているのに、載っている写真はほぼ草刈りの写真ばかりになっているんです。作業してないんです。直す。

200万っていうお金って、結構なお金だと思いますし、公金から言えば、毎年決まったお金で払われているものなので、プラスアルファ月例点検にも約300万払って、そっちの250万

と300万を足せば550万という、要は点検業務だけで年間550万、今現在エス・ティさんに払われているわけじゃないですか。

だから、点検したから知らないよというのは、繁永さんの優しいところからいうと、ちょっと違うのかなとは思いますが、役場の人間にね、ちゃんと言っても、これちゃんとしようかな、つまらんぞというような人かなとは思ってるんですけども、この辺が今まで、なあなあになってきた契約であったり、なんだりだちゅうのが、この辺のチェックにも出てきているのかなというのは思うので、やっぱり改善してほしいなというのは、正直なところです。

せっかく不備見つけているのに、始めたときから何の改善もしてないんです。ただそういうのを今後もやっていくでしょうから、今後の百条からの新たな提案の中で、何のためにやっているのかという中身もしっかり伝えていかないと、これ、繁永さんが悪いとか僕も思っているわけじゃなくて、なんかなあなあになってきたものが、どんどん膨れ上がっただけだと思っているんです。

ただ、悪いことは悪いと思ってやっているのに、しっかりその辺は最終報告出さないと町長、何とか言われていますが、もう知った以上は、町にもしっかり本当は入ってほしいですし、百条委員会のやり方がおかしいというかけでいろいろ言うならば、百条委員会を管理する第三者委員会とかをつくれればいいなという意見が入りましたが、もう僕時間がいっぱいなので、これで終わりにしようと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ほかに。はい、宗委員。

○副委員長（宗 裕君） せっかく来ていただいたんで、どうしても確認したいことがあるので、早口で手短かに幾つか質問させてください。

内山センター長、清掃センターの内山センター長は、修理と通常の管理業務の人件費の二重払いの件を我々が質問したら、残業代で調整していると証言されて、じゃあその残業代で調整している計算表を出してくれって依頼したら、内容は納得いかなかったんですけど、計算している資料まで出てきたんですが、今日の繁永さんの証言を聞くと、そもそも平成30年以降は残業代の請求をしていないんですから、平成30年以降は、残業代で調整することは不可能ですから、内山センター長の証言は、私は繁永さんの証言を信じると虚偽と判断しているんで、繁永さん、残業代は請求していないんですから、残業代で調整するのは不可能ですね。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 残業代は請求しておりません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 残業代は請求していないんですから、それで調整できるわけがない。

ありがとうございます。

次です。私が一般質問で、なぜ液肥施設の管理契約です。第1も第2もです。予算書の予算、起案書の設営額、エス・ティ・産業の見積金額も、契約書の金額も全て一致するんです。何でかと聞いたら、今日お答えくださったのは、まず、起案書の前に参考見積りを提出している。その金額どおりの正式な見積依頼が出たら、その金額どおりの見積書を提出している。

だから、当然、その金額の契約になるということですから、予算を確保する段階から、繁永さんに参考見積りの依頼が行っていて、その参考見積りどおりの予算を、繁永さんには分からないでしょうけど、役場が予算計上しているということしか考えられないです。それで間違いないですか。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） はい、間違いないです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。そしたら、一番最初のポンプの載せ替え工事の件について、ちょっと確認させてもらいたいことがありまして、関係書類の日付に関しては、そもそも先に工事が全部終わっているんですが、工事が実際に行われた日と、それ以外の書類の日付が一致しないのは当たり前の話なんで、よく分かりました。

それで、作業の具体的内容だけ確認させてください。私が一番作業の具体的内容で疑問に思ったのは、架台の改良費ということで、数万円ですけど、請求されていて、前回、証人に来てくれたときに、架台は鉄鋼所か工場だと思います。現場では加工できませんから、外して持ち帰って加工したというふうな説明だったんですけど、本日も全く同じ説明だったので、それについては間違いない。その作業内容については間違いないですよ。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 間違いないです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そうすると、今の証言を前提にすると、残念ながら、実際に繁永さんの認識では作業を手伝った人。作業を手伝った人は、繁永さん手伝ったわけじゃなくて、自分たちが自主的にやったんだというところで、そこの認識は食い違いはありますけど、現場で作業した人は、もう架台の改良なんか何も必要なかった。その場で外して、その場でひっくり返して、すぐについて終わったというので、その日、半日で終わってるんですよ。だからこれはその方が勘違いか、虚偽ということですよ。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） その場で寸法は合ってません。付け替えるポンプ

の寸法を測って帰ってますので、寸法が違うはずですが。当初、付けるときにナットがつくってきただけでも、ボルトがはまらないで、うちからドリルを持ってきて穴を大きく開けてボルト取付けしてますので、今、向こうのほうで取付けが全部しましたっていうことに対しては、ちょっと違うんじゃないかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 繁永さん、大変申し訳ないんですけど、証言が変遷してるんですが、先ほどは金曜日かな、土曜日かな、田んぼの現場で壊れて、工場に持ち帰ったって説明だったんですけど、今はドリルを持ってきて作業したって話だったんで、取り外して工場に持って帰ったのか、現場にドリルを持ってきて作業したのでは、作業内容が全く違うと思うんですけど、どちらなんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 宗議員が言ってるのは、その当日に取付けが終わってすぐ終わったんじゃないか、確認しますって言われたから、私はそのことを説明しただけです。

日にち的で向こうに合わせた部分で、現場で確認に行きました。社員と一緒に行きました。土曜日の日に、うちの機械屋さんに来てもらって、持ち帰りをして、穴を開けて、11日の日に取付けしましたって、私説明しましたよね。はい。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 繁永さん、それは全て嘘だと思います。僕、メーカーに問合せで、型番を全部拾って、現在あるやつとポンプを全て、この前、視察に行ったときに測りました。加工した跡もないですし、こんなこと言わせないでください。

全く一緒の架台です。上のプーリーの位置が前か後ろかで違って、ホースの取り回しで、完成と完了の写真、自分もつくられたんでしょう。自分の写真なんじゃないですか。逆になっているじゃないですか。

そんなここにあるものを覆せないし、メーカーに問合せしているんですよ。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） どのメーカーですか、教えてください。

○委員（13番 吉元 健人君） イタリア製の。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） どのメーカーですか、教えてくださいって、僕、繁永さんを今守る体制に入っているのに、けんかを売ってきてどうするんですか（発言する者あり）いやいや、そうじゃないですか。ここに測っているやつがあるし、加工も何もしないんですよ。もとも

と加工する必要はないです。

あなたが付けたと言われるポンプは、もともと付いていたポンプです。オーバーホールした後にもともと付いていたポンプを、新品のポンプじゃないです。オーバーホールした後のポンプを付けているので、加工は必要ないです。もういいです。僕の最初に言ったことは撤回してください。もうそんなに言ってもしょうもないんで。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 私はけんかしているわけではないんで、正直言って、そのメーカーさんが言ったことが、どこのメーカーさんが、それを言ったのかどうかを確認したいなと思っただけのことです。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 基本的に僕もそういう仕事をしていた時期がありました。このメーカーでいえば、イタリア製のバトイオニ、何かよう分からないですけど、これ、僕、材料屋さん、こういうプレート全部出して、違いは何なのかと言ったら、向きだけ、要はタイヤで言えばRとLとあるじゃないですか。右、左というのが。そういうことなんですよ。要はスタンダードなのか、何なのか。完成写真を見たら分かるじゃないですか。プーリーの向きが表やったやつが裏になっているだけじゃないですか。今ある写真、前外していた写真、全部15.5のところにあるんですよ。しかも加工した跡はないんですよ、残念ながら。何の加工をしたんかなと思って。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それは、機械屋さんが持ち帰りしていただいて、寸法が違いますと、そのときに初めてポンプの逆方向、これが見えたので、1回外してみないと実際には分からないことじゃないですかね。

○委員長（武道 修司君） いつ外して持って帰られたんですか。いつ外して持って帰られたんですか。11日にはそこにある。繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 土曜日です。8日の日です。8日の午前中に機械屋さんが来て。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 日にちは暫定的にち言おったけど、武道委員長が7日が雨やったけ、8日とか言う、勝手なね、分かりませんってさっき言っとんよ、日にち。日にち分かりませんゆうちょんよ。ユーチューブで全部残るんよ、繁永さん。だけ、俺、守るんよ、繁永さんを。勘違いせんでよ。俺、言いよることを全部覚えとう上で聞いてます。大丈夫ですかちゅうて。分からんちゅっちょん、さっき。今何で土曜日ちゅうん。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 最初に、私、土曜日って、8日の日に外して持って帰ったと言ったと思うんですけど、11日の日に機械を、架台を持ってきて取り付けしました。このときは午前中で早めに終わりました。

これなぜかちゅったら、私が清掃センターの土曜日の仕事で出てたんです。うちの社員ともども。それでそのときに機械屋さんが午前中に来れるということで、私その時ちょっと悪いけど清掃センター向こうに行きますって抜けたんですよ。その記憶はちゃんと社員も持っていますので、それで私はそういう言い方をしたわけです。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 繁永さん、今、言っている意味の、ちょっと正直、自分理解できないんですが、一応10月11日にはポンプの載せ替えの工事が完了しているということですね。

なぜか分からないけど、起案書にもない10月8日の土曜日に何をしたのか。そしてその根拠を、なぜ土曜日は多分何も作業はしてない。作業はしてないし、私も日報をずっとめくったら、コマツのクローラーは取りあえず動いてないんです、形跡が。

それで、繁永さんところがコマツのクローラーに乗ることもないのに、なぜ勝手に2日の日に作業がしたのかということと、それと分かりやすく言ったら、このイタリア式のポンプは多分2008年式かそれぐらいと、2016年なんですよ。ただ買った時点で、これはコマツ専用のポンプなんです。買った時点で1回つけてるんです。分かります。

だから、その、架台の加工とかする必要はないんです。分かりますかね。その、2008年と2016年、ポンプ購入、何らかの形で購入してると思います。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 作業したのは間違いなくやってるんで、私はもうそれ以上のことは、してなければ、私もしてませんと言います。だけど、作業はきちんと作業しておりますので、それについては、そこにある写真、最後のカンキョウを取り付けてる写真がもうこれしかないんで、それ以上のことも私も言えませんが、作業したことは間違いありませんので、それだけお答えします。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません、前回来られたときに、宗さんか、宗委員か、田原委員かが、繁永さんに、その写真出してくれみたいなことを言ったと思うんですけど、提出できなかった理由をもう1回、僕よく分かんなかったんで、述べてもらっていいですか。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） その2週間前ぐらいに、バックアップ、これが、

機械が壊れて、それで編集はできない、そのときの写真がありません、出せませんということで、宗議員に。

宗議員は、その品物が残ってますかってことに対して、私はもう処分してありませんということをお答えしたと思いますけど。

○委員長（武道 修司君） いいですか。（発言する者あり）繁永さんが、10月の8日の日に行って修理したと言われたんですけど、10月の8日に行って修理した証拠はどこにありますか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 写真がありませんから、今、その証言が。

○委員長（武道 修司君） ほかに証拠ないですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） ありません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 10月8日は、繁永さん1人ではなくて、先ほどから何度も話に出る、また写真にも写ってる機械屋さんが同行したんですよね。機械屋さんが外して持ち帰って、機械屋さんが加工したって話でした。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 確認はとってます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そうすると、加工したのは繁永さんじゃなくて機械屋さんですから、その機械屋さんのどこのどういう方が教えていただいて、我々はその機械屋さんに尋ねるのが一番いいと思うんです。

下請け業者さんかもしれませんが、役場の仕事をしてるんですから、その業者さんが出てこれないという理由は一切、あるいは、繁永さんが、カメラのバックアップはするかもしれませんが、下請け業者さんが、連絡は取れないということはないと思うんで、教えていただけないですか。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） それは業者さんに確認した上で、お答えさせていただきます。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） その業者さんを、百条委員会が連絡を取るという前提の中で、私が再度言うように、ポンプは2008年式と2016年式、その購入したときにコマツのクローラーには多分一度ぐらいいは載していると思います。だから加工をする必要がないんじゃないんですかってことを再三言ってるんです。その中で、まさかこういう起案書の中で内訳が架台の加工というふうに請求書には上がっているんです。上がっているからそういうふうな答弁を、繁永さ

んがしてるという事実はないですか。

私が言ってる、理解できますよね。ポンプは購入した時点でコマツに載せるために購入してるんですよ。だから何も、例えば加工をしてる形跡も、多分ないと思うんですが、そこを冷静に考えたら分かると思うんですが、そして土曜日にもしそのポンプをしたんであれば、わざわざ11日の日に修理する、載せ替える必要はなかったと思うんです。

○委員長（武道 修司君） 繁永証人。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 先ほどから言ってますけど、載せ替えるポンプは逆に付いてます。今、吉元議員も言ってますけど、逆につけるのは、それは付くんだということだったんですけど、新しく付ける予備品の寸法を測って見たら寸法が違うということなので、持ち帰って穴あけ、現場でできるんじゃないかって言ったら、もう持ち帰ったほうが早いからということ。

○委員長（武道 修司君） ちょっと繁永さん説明します。申し訳ないけどね、これ大事なことで、説明します。あそこにですね、コマツのクローラーのポンプがA、B、Cとある。これが現時点で載せるポンプ。

これとこのAが一緒なんです。一緒のポンプなんです。修理でのけて、今35万円ですか、オーバーホールしていただいた、あの分がこのBなんです。これが、第2施設にBは置いています。これは当然、コマツのクローラーに載っているんで、ここにあるんですけど、これが第1施設に保管されています。

もともとの第1施設にあるAというものが、そのクローラーに載ってたんです。それが故障をして、当時の担当者、当時のそこで働いている役場の職員です。その方が、このAからBに交換をされています。

今回ですね、このBからCに交換したんです。これとこれは、まるで同じ品物でした。これ、Aと…。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） いいですか、ちょっといいですか。Bは、Bというのは、もともと付いていると思うんですけど。

○委員長（武道 修司君） いや、一番最初Aが付いてる。Aが付いてて、それをBに替えてて、そのBが、これとこれの違いというのは、これとこれは一緒なんですけど、これは、プーリーが逆なんです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） オーバーホールしたのは、最初に付いてるAをしたんです。

○委員長（武道 修司君） 違います。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） Aが最初に付いてたんでしょ。

○委員長（武道 修司君） Aが付いてて、これは、確認をしたら、そのままほったらかしてオーバーホールしてません。オーバーホールしたのは、こののけたB。（「3台あるんです」と呼ぶ者あり）3台あります。（発言する者あり）3台ありました。それをちゃんと確認をしたら、3台あって、このAが一番最初に付いてたのは、当時の役場の職員で、あそこを管理されてた方が付けてたんです。載せ替えて。

この後、これは、そのままほったらかして、そのまましてました。第1倉庫にありました。これはずーっと載ってたんですよ。それが令和4年の10月11日に壊れたということで、載せ替えたということなんです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 外したやつを持って帰ってオーバーホールしたんです。（「外したのは」「これBです」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） これ型番とかそういうの全部確認してます。だからBをのけてオーバーホールで35万円で支払いをしています。

ということは、AからBに替えてCに替えたということは、AとCが一緒なんで、架台の加工はないんです。（「AとCはね、別の基盤だけど全く同一です」と呼ぶ者あり）けど、架台の加工はする必要がない。ここで加工はしてないんです。ここで加工したってなると、（「Aのほうがついていたんでしょ」と呼ぶ者あり）一番初めはAです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 私がやったやつはAでしょ。

○委員長（武道 修司君） 違います。（「Bです」と呼ぶ者あり）これは、なんていうか、繁永さんがというか、以前にBが付いてた。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そして、予備品のAを取り付けて。

○委員長（武道 修司君） いやいや（「壊れたものもあります、まだ」と呼ぶ者あり）。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） そしたら、Cが予備品です。予備品を持ってきてもらったんで。

○委員長（武道 修司君） いや、それはいいです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） これはちょっと分からないんですけど、AとBを外して、じゃあ、CとBの架台は一緒っていうことですか。

○委員長（武道 修司君） 一緒です。AからBにも架台の加工がないし、もともとがAが付いてた分を付けてるんで、一緒なんで、品物が。（「そこを取ってみたら」と呼ぶ者あり）一緒です。（「穴の位置」と呼ぶ者あり）も一緒です。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 取ってもらったら、穴の位置が違うということで、反対に取り付けてたから、寸法が違ってきますということで。

○委員長（武道 修司君） でもそれは違うんです。一緒なんです。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 外してみるしかないじゃないですか。

○委員長（武道 修司君） いや、それは確認しました。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 外してみたんですか。

○委員長（武道 修司君） 外してというか、寸法を全部確認してます。実際、加工されたという加工の跡がないんです。（発言する者あり）そこ写真があります。（発言する者あり）（「ポンプの上の部品が違うだけで」と呼ぶ者あり）もしかしたら、私の勝手な臆測ですけど、すみません、雑談みたいになって、説明があれなんで、重要なところなんで、しますけど、多分、ここで替えてもらった業者の方が、架台の分と一緒に請求を上げてきて、繁永さんは、架台の加工自体は、実際見てなくて、持って帰られて、業者がしたんでしょ。向こうでしたって言うけ、だから、繁永さん見てないけど、実際はしてないものを、請求が来たから、請求したってということですか。

○株式会社エス・ティ・産業（繁永 哲也君） 向こうからそうやって聞いて、当日、位置が違っていて、そこで……。

○副委員長（宗 裕君） 委員長が言っているの分かった。必要ない加工を請求しているのは、下請け業者さんの、悪意はない、勘違いかもしれないけど、いやいや、勘違いかもしれないよ。だから、下請け業者さんに、聞いてみるしかないやん。（「今、言おるけど、繁永さんは加工しおる言おる」と呼ぶ者あり）だから、（「これは穴の位置を変えるしかないということ」「そのときには、繁永さんもポンプ載したことがある」と呼ぶ者あり）その業者さんの話、聞くしかないやん。

○委員長（武道 修司君） すみません、ちょっと、収集がつかなくなって、申し訳ございません。ちょっと大事なことだったので、説明をさせてもらいました。

実際、加工自体は、AからC、先ほど言ったように、同じものなんで、その前もともについていた、同じものを替えていってるんで、架台の加工は必要性がないかなということがまず一点。もう一点は、実際、写真を撮って、架台の加工した形跡がないということがもう一点。

今回、その架台の加工というのは、なかったんじゃないかというふうに、私たちは見てるんで、どうしても、架台の加工したということであれば、その証明をしてください。証明が何もないんで、だから、証明ができないものは、加工していないということになりますんで、そういうことでよろしいですか。はい。分かりました。

ということで、今確認をして、架台の加工はないということに等しいということで、調査の方は進めていきたいというふうに思います。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）すみません。時間が長くなりすぎて、本当に申し訳ございません。よろしいですかね、皆さん。もうここで、もうちょっとお昼も過ぎてしまいましたんで、終わりたいと思いますが、よろしいですね。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 長い時間ですが、僕は機械のこととかよく分からないんですが、一言言いたいの、違う証言があるんですよ、ということだけを、繁永さんには伝えたいと思います。

繁永さんが言っている証言と、違う証言があるということ、証人喚問した方から、聞いているという事実があるということだけは、お伝えしたいと思います。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。すみません。繁永さん、大変貴重な時間というか、時間もかなりオーバーしてしまいまして、大変御迷惑をおかけしました。

ちょっと私の進行がまずくて、大変御迷惑かなと思っています。冒頭お話ししたように、この調査委員会は、あくまでも、行政、町が適正な事務処理、住民から信頼される町にするために、この調査をしっかりとやっていこうということで、今、いろんな問題を出しています。今後とも、我々は最終報告まで、頑張ると思いますので、何かとまた、御協力いただくことがあるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

れと先ほど言われた、下請けの業者の方が、もしお話ができるのであれば、お話を聞きたいと思いますので、もしよろしければ、そのようなコンタクトをとっていただければなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。今日は本当に長時間どうもありがとうございました。お世話になりました。

それはちょっとまだ加工途中なんよね。再開は午後1時からといたします。

午後0時24分休憩

.....

午後1時02分再開

○委員長（武道 修司君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

午後からは、産業課の下田課長補佐に出席をお願いしています。

ただいまから始めたいと思いますので、事務局は証人の方を案内してください。

〔証人 入室〕

○委員長（武道 修司君） お疲れさまです。ただいまから証人喚問を始めたいと思います。

下田課長補佐におかれましては、日中大変お忙しい中、出席をしていただきまして、誠にありがとうございます。私のほうからちょっとお伝えをしたいことがありますので、よろしく願いいたします。

まず本日の証人喚問は、公開です。議会は公開が原則となりますので、後日、議事録やYouTube配信で公開となりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

証人の方に注意事項を説明いたします。

控室の書類で御確認いただいたと思いますが、宣誓した証人が虚偽の陳述や証言をした場合は、

偽証罪の対象となり、3か月以上5年以下の拘禁刑となります。宣誓拒否、証言拒否ができる場合がありますが、それ以外で宣誓拒否、証言拒否をした場合は、虚偽証言を行った場合と同じように罰則がありますので、御注意をお願いいたします。

それでは宣誓をお願いいたします。委員と証人の方、傍聴席の皆様は御起立ください。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年10月31日、下田大吾郎。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。それでは皆さん、どうぞ御着席ください。それでは、証人の方は署名、押印をお願いいたします。

〔証人 署名押印〕

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。署名押印を確認させていただきました。ありがとうございます。

それでは、ただいまから始めたいと思いますが、まず最初に、人定確認をさせてもらいたいと思います。証人の方は、先ほど控室で記入していただきました氏名、住所、生年月日、職業に間違いはありませんか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい、ありません。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

それでは、これで人定確認を終わります。

質問を始める前ですが、この調査特別委員会は犯人探しやあら探しをする委員会ではありません。現在の問題点を調査し、町や住民の方々に報告をして、改善をしていくことを目的としています。そのような点で厳しい質問があるかと思いますが、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

また委員の皆さんにもお願いをいたします。あとからこれを編集をするときにマイクの音量がはっきり入らない場合がありますので、しっかりとマイクを近づけて発言をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

それではまず私のほうから、代表して委員長からの質問とさせていただきます。

最初に、1番目の質問ですが、液肥散布車、クローラ車の圧力ポンプ交換修理の日時、日報と起案書の違いについてということで質問させていただきますが、その前に、先ほどというか午前中、エス・ティ・産業の繁永さんと、このポンプの件で話をした件がありますので、まず先に証人に今から私、説明をしますので、御確認をお願いしたいと思います。

基本的にはクローラ車で、コマツの圧力ポンプが3つあるという、これは現地確認をさせてもらって3つあるということでしたよね。まず1つはクローラ車に今、乗っているCというポンプ。オーバーホールをしたBというポンプ。これとこれはプーリーの方向が逆でしたよね。いいです

かね。これは第2施設に保管をしているということでしたよね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） ちょっと修正というか。それから、今は散布の業者さんのほうが第2にあったやつを今、第1に移動させています、現在はですね。

○委員長（武道 修司君） 私たちが行ったときは第2にありましたよね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） これがオーバーホールをしたポンプですよ。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） 私たちが現地視察に行ったときにポンプがあったのがA。これはオーバーホールもしてなくて、今は、現時点は使えないポンプということが第1にあったポンプでよろしいですかね。ですね。このAというものとCというものが同じポンプということによかったですよ。プーリーの位置が違うだけで。すみません、プーリーの位置がこれとこれ、AとCが同じなので基本的にAとCが同じもので、Bがプーリーが逆のポンプということで、この前、説明していただいた話でいいですよ。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私が覚えているのは、今言われたBとCははっきり覚えていますが、1とCの向きが一緒かだったかはちょっと理解はしていませんが、2番、今回、壊れたのと向きが違うのは間違いないですけど、Aと多分Bは違うとは思いますが、そこはちょっと自信がないです。向きがですね。

○委員長（武道 修司君） AとBは違うんです、向きが。だからAとCが一緒ですよ。写真が全部あるんですよ。基盤が全部写って。1つは違う、これは今、基盤が消されてますけど、これとこれの基盤があって、この形とこの形が一緒なんですよ。この前もそうやってお聞きしたら、これとこれが一緒ですということだったと思うんですけど、間違いないですか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） すみません、私、AとCが一緒って言いましたかね。

○委員長（武道 修司君） 写真を見せましょうか。現地を確認をしたときに、そうやって、BとAは違いますということだった。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） そうですね、もうつけるのが。

○委員長（武道 修司君） そうですよ、逆ですよ。逆だから、ならAとCが一緒ということですよ。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 同じ向きという意味か。それなら向きは同じなら同じというのは分かります。

○委員長（武道 修司君） ですよ。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） ただ型が一緒かどうかはそこまでちょっと覚えてません。

○委員長（武道 修司君） 型番は全部一緒なんで。型番というか、番号が違うだけで、頭の形と

かそういうのは全部、基盤というか、基盤のあれに書いてるのが一緒なんで、形式か、形式、全部一緒なんで、プレートのほうに。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） すみません。そこまでちょっと覚えてませんでした。

○委員長（武道 修司君） ということで、これ、今、確認なんですけどね。

これが今、オーバーホールを、別工事でオーバーホールをして、35万円だったですかね、令和4年に、のオーバーホールをして使えるということで、この分は使えないということで、この前、言われてましたよね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい、間違いないです。

○委員長（武道 修司君） 今、私たちが行ったときは、第2にあったこのポンプも、今、これを第1のほうに持って来たという説明でいいですか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。ちょっと今、これ、先ほどの繁永証人に確認したことと同じことを、今、先にまず確認をさせてもらいました。

それで、私のほうから、まず最初に質問をいたします。

液肥散布車、クローラ車の圧力ポンプの交換の修理をした日付と、日報と、起案日の違いについて、先日は起案書に間違いありませんということで言われたんですが、作業日報と私たちも付き合わせをすることによって、確実にその日にちにはコマツのクローラ車が動いていたという事実が分かりましたので、この日付と、日報と起案日の日付の違いについて説明をお願いいたします。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田でございます。今、委員長が言われましたとおり、今、それと今まで聞かれているとおり、10月11日でしたか、その日に修繕は終わっております。そして、私が起案した日付がその日ではないというのも事実でございます。その理由は、その修繕をこちら、口頭では依頼しています。そして行いましたが、その時点では全く金額が分かりません。そして、見積りをその後に出てきたのを、それから起案書を作っております。なぜかと言いますと、金額がないので、起案のしようがありません。そしてまた遡ってするのも、また私はおかしいと思ひまして、見積りが出てきた日からの書類のスタートで、私はそういう作り方をさせていただきました。それで日にちがずれています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 今、起案書の話がされたんですが、起案書がここにあります。起案書を読み上げましょう。金額がないので起案書を上げられなかったという、今、証言であったんですけどね。下田証人、いいですね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） 起案書については、「有機液肥製造施設クローラ圧力ポンプ交換について伺い、表記のことにについて液被散布車コマツの加圧ポンプが動かなくなり、散布作業ができなくなりましたので、第1施設で保管をしている予備品と取り替えをしてよろしいか、伺います。随意契約の範囲を超えないため、下記業者と随意契約をして修繕をしてよろしいか、伺います」ということで、その下に、件名と業者名、予算、これ予算書の予算ですね。工期があります。見積書とか何もないですよ。見積金額とか何も書いてないですよ。見積書がないと起案を上げられないというふうに今、言われましたけど、見積書とか見積金額とか何も書いてないですよ。なら、今、言われたのは、見積書はエス・ティ・産業が1か月以上経ってから請求を持って来たということですか。なぜそこまでの間、処理をしなかったのか。1か月以上経って起案を上げているということは、どういうことですか。お答えください。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） その頃、非常に私の業務が遅いということもあるかと思います。それ以外にもほかの業務、修繕、散布は通常の業務ですね、そういうのが立て込んでおまして、書類関係は全体的に遅れ気味になっております。ただ、見積りが出て来てからしか動いておりませんので、そういう日付になっております。それが遅れている理由と、処理が遅れているのは私の事務能力の低さが、その原因の一つになっていると思います。

○委員長（武道 修司君） これは日付が、違う日付で書類を作った。今日お話があったのが、10月11日に修理がもう既に終わっていたにも関わらず、11月16日以降に、19日か、違いますね、起案。そうですね、起案は、一番最初は10月19日、19日で起案を上げています。これが約1週間後。実際、請求書等で出来上がってきたのが1か月後という流れです。1週間後に起案を上げているという。その段階で、今から修理をするということで上げている。修理が終わっているんじゃないんです。今から修理をしたいというふうに上がっている。修理をしてよろしいですかという伺いなんです。まずこれが1点ですね。

それと、書類等ですね。日にちを指示をしたのか、業者の方がこの日にちでと言ってきたのか、なぜその日にちになったのか。一番の問題は、契約書なんです。築上町の公印、町長の印鑑、エス・ティ・産業の会社の印鑑が押しているんです、契約書なんです。この契約書の日付が、先ほど10月11日にもう修理は終わっていましたが言われましたよね。ところが契約書は11月16日から12月15日までの日付になっているんです、契約書が。実際の完成届が12月2日、着工届が11月16日。これエス・ティ・産業から出ている。こういうふうな書類が全て虚偽の書類を作ったということでもよろしいですか。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私が当然、起案をしております。そして先ほども申しましたが、遡って書類を作るよりは、実際の、先ほど言いました、出てきた日付であるのが私は正しいと、遡るよりはそちらのほうが正しいと思って、そういうふうな書類を作りました。それがそういう

理由で、結果でございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） もう一度お聞きします。ここに工事請負契約書ってあるんです。工事請負契約書。公印を押しているんです。この日付が違うということは、修理が終わったやつを後から、今から修理をするというふうに報告をして出しているということは、町長、上司の方も含めて、町長まで、これ町長まで決裁があるのかな。ない。課長か。課長ですね。虚偽の報告をして書類を作ったということになりますけど、それはそれでいいんですか。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 日にちがおかしいのは間違いございません。それも事実でございます。それが虚偽と言うのであれば、虚偽になると思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） もう一つ、これエス・ティ・産業さんも、この書類、これ全部パソコンで打たれたやつなんですね。だから、これが全部出来上がらないと、これが全部出来上がらないと印鑑を押せないんですよ。先に印鑑を押すということはできないんで。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） ということは、この虚偽の書類を作るということを、エス・ティ・産業の繁永さんも理解をした上で、この書類を作ったということでもよろしいですか。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） この契約書自体は当然2部ございます。そしてそれもエス・ティさんのほうに、当然エス・ティさんのほうに渡すというより、結局エス・ティさんのほうから出てきたものでございますが、そのときに、こちら見積り依頼等を出して、その日付で、それからこういうふうな日付になって出てきています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） だから、私がお聞きしているのは、だからこの日付がもう違うじゃないですか、日付が。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） だから、この日付が違うということ自体が、下田課長補佐とエス・ティ・産業の繁永さんと理解をした上で、この後からの処理をしようということで、この契約書を作ったんですかというお話を聞いているんです。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） そうなります。この日付ですということはエス・ティさんも当然、理解しています。

○委員長（武道 修司君） 後からもありますので、ちょっと時間が過ぎてもあれなんで。次に私のほうから、次の質問に行きます。

有機液肥製造施設第1設備運転委託業務の業務委託契約と、有機液肥製造施設の第2の設備運

転業務委託の業務委託契約について。先日というか前回、下田証人が来られたときに、業者の人と打ち合わせをしてということで言われていました。その後、本会議場だったと思いますが、副町長のほうからも業者と担当者が打ち合わせをしながら相談をして、打ち合わせというか相談をしながら、そのような話を進めていったということを言われていましたが、この流れ、第1の運転業務委託と第2の運転業務委託のどのような形で業務委託契約を結ばれていったのかの説明をお願いいたします。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） ちょっとその以前、それに、なぜそうなったかというところから説明させていただきます。

当時、現場作業、先ほどもちょっと申しましたが、現場作業、事務処理等、そしてこちらの本庁に来なければできない事務処理等々ございまして、機械の修繕等で深夜に出勤、深夜までの業務等が実際に発生しておりました。そして、それで、もう担当としては、このままでは施設が止まる、そして事務処理が滞って迷惑をかけるということで、課長のほうに相談に行きました。もう私、今のこの体制では正常な運転というか、問題なく運転するのはちょっと難しいですと。それで、業務委託ができないだろうかという話を課長にしました。そのとき、課長は、それはもう担当の私もだが、どういう形態が実際にいいのか、それはもうあなたの言うのが最善だと思うというふうに、一応、そういう内容のほうを言われましたので、私は業務委託をして、運転自体を運転作業をしなくて済むようにしたいという話をしました。そしてその後、副町長と課長と私3人で、私がこういうふうな現在の状況と、難しいので業務委託をさせてくれないかという話を持っていきました。そうすると、副町長も施設の現在の状況を見知っておりましたので、それなれば予算計上をしていいですよ、してみなさいということだったので、その当時、予算計上をさせていただいております。

そのときに、その予算の金額をどうするか、当然、私たちも経験もございませんし、ほかの市町村に聞いても状況が全然違いますので、参考になるものがございません。それで施設、清掃センターのほうに、どういうふうになっているか聞きまして、町内業者でもあるエス・ティさんのほうに、そういうのをやる場合は、どのくらいの金額になるかというのを聞いております。そして、それを予算計上をさせていただいて、その後、当然、新年度分ですよね。それで見積りを業者、あのときは2者だったかと思いますが、とって、そして低いほうと契約したというのが第1施設でございます。

そして、第2施設については、それまで第1施設だけ業務委託を2年でしたか、しましたが、私たちの作業体制、今度は濃縮施設もできまして、濃縮施設の作業も推進をしなきゃいけないということで、第1施設、第2施設ともに業務委託にしたいということで話をしました。そして予算計上し、今度は第1施設の運転の経験のある唯一の業者であるエス・ティ・産業さんと随意契

約したいということで、第2施設の分はそういう決裁を回して、今に至っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 予算を決めるときに前もって相談をしたということで、それが先日、お話しした、下田証人がお話ししていた、相談をしたということで、副町長も同じように、議場でお話ししたことはそういうふうなところの部分をお話しをしたということでよろしいですか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） 清掃センターでそういうような契約をしているということで、清掃センターのほうに行ってお話を聞いたということで、これの一番最初の見積り入札が2者でされますよね。令和5年度、6年度分の契約を令和4年度中に入札をして、4月1日からということをしていると思うんですけど、その際、2者で見積りを2年間ですね、3年間か、やってると思いますけど、間違いありませんか。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 一応、業者さんはそうなっておりますが、契約としてはもう全部単年度契約でして、長期契約ではございません。毎年1年更新でやっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 見積り入札のときは2者で見積りをしたということでよろしいですか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） その2者を先行した理由を教えてください。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 先ほど申しましたように、町内というか、この施設の運転経験がある業者がおりません。あるいは言い方が違えば、運転をしたことがある業者が存在しません。それで、私は少しでも施設の運転というか機械の運転が経験のある業者を選びたいというのが担当としての気持ちでございまして、それで、そのとき知っている、あるいは役場関係でそういう経験を持っている業者をそこしか見つけきらなかったの、そちらのほうに見積りを依頼したということになります。ちょっと説明が下手ですが、要はできるところをほかに知らなかったと思っています。

○委員長（武道 修司君） 知らなかったというか、その2者ですね、その2者の業者、2つの業者ですね。その1者は一番最初に見積りをお願いをして、金額いくらぐらいになるだろうかという相談をしたエス・ティ・産業さんですよ。もう1者はどのような形で選ばれたのかを教えてください。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 清掃センターのほうで、業務委託等で修繕等も入っている機械の、私から言えば専門家の業者さんでもあるので、それで私の業者さんを知っている範囲内でできそうだったので、そちらを入れさせていただきました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 清掃センターでお話を聞いたと。この清掃センターで入っている業者ですね。エス・ティ・産業さんと太新工業さん、太新工業株式会社ですかね。協力会社なんですかね。その状況は、当然、清掃センターは分かっている。そこからのお話を聞いて、下田課長補佐がしたということは、そのエス・ティ・産業さんと太新工業さんが協力関係にあったという事実を知っていたということになりますけど、よろしいですか。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私はそのときに協力関係、協力会社というのは確認しておりません。一つは先ほど清掃センターで聞いてという話はしましたが、第1施設、第2施設の年次点検の業者さんでもあります。ということは、機械のことが分かると思って、それで、それも兼ねて見積りを依頼しました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） その後、年次点検をしたりとか、あとその修理をしたりとか、そういうようなところで太新工業さんもかなりいろいろと御協力いただいて、町の施設を助けていただいていると思うんですね。その作業の、例えば太新工業さんが受けられたときに、後の作業は、というか下請けはエス・ティ・産業さんがされていたということをお聞きしたんですけど、それは間違いないですか。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下請けかどうかは分かりませんが、私、その点検のときに立ち会っております。そのときは、太新工業さんの方とエス・ティ・産業さんの方も一緒に作業していました。それで、こちらは契約しているのは太新工業さんのほうなので、太新工業さんと契約して、そういう作業を、こちらはもうエス・ティ・産業さんに頼んだりするのは当然関係ない話でございますし、太新さんがエス・ティさんを連れてきたのも別に私はいけないとかそんな話も言ってませんし、それで通常、点検作業をしたと認識しております。特におかしいとは思っておりませんでした。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 令和5年ですか。令和4年度中の契約でしょうけど、令和5年のときにそういうような関係にあった。けど、令和5年の当初のときは分からなかった。でも令和6年、令和7年になると、そういうふうな協力関係にあるというのは、日常の業務をしていたら当然分かりますよね。2者見積りをずっと同じ2者でやっているんです。協力関係にある関係で、場合によっては疑いがある。これは正式に何というか、この会社2者は協定書を結んでいる協力関係の会社なんです。だからそういうふうと一緒に仕事をされてた。でも、これは日常業務をしていたら、令和5年度、場合によっては令和6年度、どういうふうな状況かが分かるのにも関わらず、その2者で見積りを依頼をして、なぜ今まで進めてきたのかがちょっと私たち理解ができないので、そのところの説明をお願いいたします。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） すみません、その2者というのは業務委託のことですかね、修繕の。

○委員長（武道 修司君） 業務委託。業務委託だけだね。もう一回、言いますよ。業務委託がエス・ティ・産業さんがされてますよね。その業務委託、そのエス・ティ・産業さんがされるときの契約の見積りが、太新工業さんとエス・ティ・産業さんで見積り2者でやっていますよね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） ところが、日頃の修理とかが、太新工業さんとかが修理されたりとか、したりとか、今、点検業務とかいろんな太新工業さんも入られてるということで言われていますよね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） で、そのときに一緒に修理を、下請けをしたりとか、一緒に修理をしたりとか、そういうふうな協力関係の中で一緒にしてるのは、下田さんも見てるし分かってるけど、別に問題はないと思ってましたということですよ。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） でもこれは令和5年、6年とやっているうちに、協力関係にあるというのは通常、そういうような業務をしてたら分かるわけですよ。はっきり言って令和5年度、1年間やってたら分かるわけですよ。でも令和6年度に同じように2者でやってる。令和7年度に同じように2者でやってるといえるのは、そういうふうな事実、状況が分かっているにもかかわらず、なぜその2者をずっと見積り入札をされたんですかという質問なんです。分かりますかね。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） すいません、業務委託については、最初の1年のときは2者見積りで、それからはもう1者随契になっているはずですよ。2年目もしています。（発言する者あり） すいません、私の勘違いです。私は、（発言する者あり）第2は1者です。2年目も、すいません、私がもう忘れてます。2年目はもう1者随契でやったとちょっと勘違いしてました。すいません。それで議員さんが言っているのの意味が分かりました。

1つは、議員さんだから御存じだと思いますが、新規新年度予算が承認されるのが3月末でございます。そして3月末から4月1日までに施設の運転でございますので、1日スタートで業務委託をするのに、それでも新しい業者を見つけてするということをしきりませんでした。それで2年目も同じようにしたんだと思います。あとちょっとそれに関連しますが、年次点検等でほかの業者さんにできそうなところに頼みましたが、年次点検もほとんどのところが辞退されて、実際のところ、年次点検も太新さん、エス・ティさんのほうがしてくれているような状態でしたので、業務委託のほうもそちらのほうに頼んでも同様な結果であろうと私が思いまして、そちらの

ほうには業務委託のほうのメンバーの中には入れておりませんでした。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ちょっとまだいろいろとあるんですけど、時間がもうすごく過ぎてしまっているのでもあれですけど、基本的に、2年目のときに、1者随契をしていたというもう感覚になるぐらいに、その2者がもう協力関係にあって、その2者で見積りを依頼したら、その1者随契と同じような形になるという認識があったのではないかと思うんです。協力会社ですから。それだったら最初から2者で見積りを取る必要もなく、1者随契ですればよかったです。最終的には今年度、第2施設に関しては1者での随契をやっているんで。

そういうのは、こうごまかすと言ったらあれですけど、何か事務処理が、私たちがすごく調べていって、不審に思うようなことがたくさんあるんですよ。何でそんな事務処理をしていくのか。先ほどの件も一緒ですけど、日にちを何でずらしていくのか。ちゃんと書けばいいだけの話じゃないですか。なぜそういうふうな処理をするのかって、私は本当に不思議なんですよ。つじつま合わせをする、格好だけつけようとしているのか、何なのか分からないんですけどね。まあこれは私のほうも、ほかの方もおられると思いますので、これはこれで終わります。

有機液肥製造施設の人員配置についてということで、今日午前中、繁永さんのほうからお話し聞きました。第1施設においては1人、第2施設においても1人。もう1人おられて、もう1人の方は、その第1、第2がもし休みで来られなくなったとか、どうしても急遽変わらないといけなくなったとかいう場合に、1人予備の方がおられるということで、基本的には2人ですけど、その予備の方もおられて対応してるということでお聞きしましたが、それに間違いはないですか。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） もうほぼそれで間違いないと思います。私は、契約上の分で1名、各施設常駐になっておりますので、1名いらっしゃればそれでいいと思っています。そして、休みとか体調が悪いときに代理の方が入ってするのは、別に私は問題ないと思っています。そして、常に2名ですね。第1施設、第2施設、1名、1名でございますが、それでいていただいております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 私のほうからは以上で質問を終わります。

ほかの方、何か質問があればお願いをいたします。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ちょっと面倒くさくなるので、今の証言のもう1個確認させてください。小さいですか。こんぐらいでいいですか、近づけたら。聞こえますか。

常に第1施設、第2施設に1人、1人と言われてますよね。3年目の、先ほど繁永さんが答えられたときに、8月ぐらいから繁永さんという方が3人目が来られて、対応できるようにしてい

るというふうには言われていたんですけれども、そうなんでしょう。ただ、6月以前、僕と田原議員が百条委員会を設置するようになった一般質問をしたときに、当初、第1、第2に1人ずついなかったと思うんですよ。というのが、日報を見ても分かったんですけど、液肥センターにおられるエモトタケヤスさん、その方は常に第2施設、第1施設にいなかったと思います。というのが、清掃センターにも名前があるんですよ。なので、今、下田さんが言われた、常に1名、1名おられるという根拠が崩れちゃうんですよ。だって3人目が入られたのが、先ほど繁永さんが申し上げた、8月からなんですよ、対応できるようにしてるのが。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 今の吉元議員の質問ですが、私、清掃センターにエモトさんが出ている、出ていないというのは、私は別にチェックはしておりません。（発言する者あり）エモトさん自体は知ってますが、エモトさんが清掃センターでどういう業務をしているかとかいうのは関わっておりません。それと、エモトさんという名前が出てますが、エモトさん以外にもオタリュウコウさんですかね、そちらもそこに来ておりました。だから、誰かいれば、エス・ティ・産業さんの職員さんが誰か1人いれば、常駐で1人おるという認識でしたので、当然、吉元議員さんが言われたように、エモトさんがいたときもあります。それは間違いございません。

○委員長（武道 修司君） 名前が違う。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 午前中、繁永さんが人員配置のことを細かく教えていただいたんですよ、今の内容を。僕たちもある程度、その資料を見て、聞いてるんですよ。何とかさんというのを、下田さんのほうが詳しいなというのがちょっと不思議で、何とかリュウコウさんという人がおるというのも不思議でならないんですけれども、それはそれでいいです。僕は常に2人いたという、そこができてない、管理ができてなかったという資料があるので、ちゃんと今、確認しようかなと思っただけなので、大丈夫です。まだ中間報告しかできていないので、ちゃんと教えてくださいというところを言っただけです。で、もう今のはいいです。それでいい、その答えなんですよ。

ただ、先ほどの2者の選定内容については、僕たち過去3年の随意契約をもう端から端までこの4か月間ずっと見てきました。液肥センターに関しては、太新工業さんが、令和4年度から僕ら取っているんですかね、4、5、6で。4年度はまだ契約を結んでないんですけれども、太新工業さんが中に入って、太新工業の秋吉さん一人頭で、作業員はエス・ティ・産業さんがしているというのは、もうエス・ティ・産業さんも、太新工業さんも、清掃センターの方々も言われていて、そこが協力関係だというのは認識していると言われてはいるんですが、下田さんは先ほどの問いに関して、契約するまでそんなことは知らなかったと言ってますが、契約を結ぶ前から入っているんですけど、そのときは全く見たことなかったんですか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私が先ほど答えた分に関しては、協力会社というのは知らなかったです。一緒に作業しているのは知っています。ただ協力会社というのは、こちら調べてもおりませんし、知らないというか、そういうのを調べておりません。

以上です。（「もうその証言でいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 協定書があるのかどうかは知らなかったけど、協力関係にあったということは知ってたということですよ。一緒に作業しているんですから。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 協力関係か、下請けで、下請けのほうが出てきてないんで、下請けではないんでしょうけど、一緒に仕事をしていたというのは知っています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 第1、第2の液肥施設の管理業務委託、人員配置について改めて聞きます。契約書上は1名配置というふうに確かになっていると思うので、その1名は4、5、6、たった3年しかないんで、下田さんの認識だと、どなた、お名前、名字だけで結構ですから、どなたが配置されてた認識ですか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） どう言ったらいいかな。名前で言えば、個人名なんでちょっと言っていないかどうかというのはちょっと分からないですけど、エス・ティさんのオオキさんという方と江本さんという方と、たしかリュウコウさんって下の名前で聞いてましたけど、たしかオオタって言った気がしますけど、そちらと、今もいらっしゃいます繁永さん。その4名を施設で見たことがあります。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 届けが出てるんでしょ。1名配置する。どなたを配置するという届けが。だから、その方が病気とかでピンチヒッターで来る方はいるんでしょうけど、主に配置されている担当者の方がいると思うんですよ。それぞれ令和4年、5年、6年について、第1及び第2について、どなたが配置されていたかをお答えください。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 第1はオオキさんです。そして2年目もオオキさんです。そして3年目になるかな。現在は第2施設のほうに主にオオキさんがおられまして、第1施設のほうは繁永さんというふうに、書類上じゃなくて人員の分のその記憶でございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 当然、担当者は氏名を役場に届け出るようになっていたと思うんで

す、契約書上。ですから、今の証言だと、第1施設は4年と5年はオオキさん、本年度、ごめんなさい、5年と6年はオオキさん、本年度7年度は繁永さん、そして届け出はですね。第2施設は令和7年度からですからオオキさんが届けられているということですね。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 繁永さんは現在で、確か6月ぐらいから繁永さんが第1施設におられると思います。そしてその前は、一応、責任者の書類では、私の記憶ではそのリュウコウさんが一応責任者で名前は挙がっていました。いや、名前だと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 病気休業とかでピンチヒッターで来る人は当然いるでしょうけど、書類上は今の3人ってことですね。オオキさん、リュウコウさん。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 多分、オオタさんじゃなかったかと思いますが、ちょっと自信がありません。

○副委員長（宗 裕君） じゃあオオキさん、オオタさん、繁永さんの3名しか書類上は名前がないんですね。（「江本さんは」と呼ぶ者あり）いや、だから、下田さんは言わないから、下田さんはその認識なんですよってことを確認したいわけです。誰が、ピンチヒッターが来ることがあるから、それを聞いてるんじゃないんです。契約上の配置の人員の氏名を聞いてるんで、今、お答えいただいたのを私が整理したんで、それで間違いないですよ。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） すいません。5、6ですみません。5、6は私の今、書類上の記憶ではございません。実際にいた方のお名前です。ちょっとそこまで今、覚えてません。そして、7年度については、責任者の書類上は、すいません。多分、オオタだと思うんですけど、オオタリュウコウさんとオオキさんが、2名が、第1、第2、第1が。（発言する者あり）オオタリュウコウさんは、多分辞めてはないと思いますけど、液肥センターで見ることはないです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 書類上と現場が違ったら、虚偽の届出がなされてたってことになるでしょ。だから書類上は3名しか名前がないでしょ。オオキさん、オオタリュウコウさん、もう1人だよ。繁永さんだけ、3名しかないでしょ。書類上はその3名しかない。だけどオオタさんは施設で見かけたことがない。そういうことですか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） ちょっと私の説明が悪いのかもしれませんが、第1施設で、私が見たまんまでいうと、初めリュウコウさんが第1施設にいまして、それと（発言する者あり）7年です。そしてオオキさんは基本第2のほうにいました。そして、リュウコウさんがいないと

きにエモトさんが来ていました。そして6月ぐらいから繁永さんが主に入り出して、今は繁永さんが第1のほうにいるという状態です。

○委員長（武道 修司君） 今の人員配置というか、日報があると思うんですね、下田さん。日報ありますよね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） それに、その日報にはその方が名前を書いて日報を出しますよね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） それで確認をしたら、誰がおられたかということが分かるということですね。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい。

○委員長（武道 修司君） 分かりました。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） だから、書いた人の名前を書くようになっていますので、書けないですね。

○委員長（武道 修司君） ほかに。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 何か具体的なことをちょっと聞きたいと思うんですが、まず初めに工事請負契約書が役所のほうに日付も入れなくて、一応提出していたというふうに、エス・ティの繁永さんが言っていたんですが、それは受け取っていたのは下田さんでよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 申し訳ありません。多分間違いないとは思いますが、私だと思います。全部が全部かどうかちょっと自信はございませんが。（「ちょっと待って、先に」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 100%とは言いませんが、先ほど下田さんから起案書の制作に当たって、私が作ってましたということを言ったと思うんですが、それはもう間違いありませんよね。そこを説明したら私は。（発言する者あり）一応表向きの工期は違うんですが、令和4年の10月11日に交換した圧力ポンプの。

○委員長（武道 修司君） クローラ車のね。

○委員（4番 田原 宗憲君） 件に関してはちゃんと答えていただきたいと思います。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） その起案は私が作っております。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 前回のときに、一応、起案書は竹本さんなんですよ。それで竹本

さんが作ったというふうに、下田課長補佐は言っていた。先ほど、今日の武道委員長の答弁のときに、私が作ったというふうなニュアンス的なことを言ったのでね、そこをちょっと確認したかった。一応、今の返答で言えば、起案書は竹本さんにも関わらず下田課長補佐が作ったということを多分認めております。そして、その中で、先ほどエス・ティの繁永さんが、書類を全部空白で提出していたというふうにおっしゃったんですね。その書類の日付も、恐らく下田さんの筆跡で間違いないと私は思っているんですが、その間違いがあるか、ないかを2点答えてもらえますか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 田原委員がおっしゃったとおり、まず1つは竹本さんの名前になっておりますが、前の説明会等でも説明しましたように、私が作って竹本さんに見せて、これで問題ないですか、これでいいですかというふうに見せて、それで竹本さんの印鑑ももらっております。書類を作ったのは私でございます。そして、その契約書の白紙の状態をいただいて、その日付の記入をしたのは私でございます。それは間違いございません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） その中の工事の、例えば請負契約書に関しては、町のほうが多分、町長名とか工事名とかを入れて、業者の方に2部作って1部控え、渡すんだと思うんですが、この中で現場代理人とか着工届、完成届、経歴書などのいろいろな書類があると思うんですが、それに関しても下田課長補佐が日付を入れていたということでもよろしいですかね。工程表に関しては、普通、本来ならば日付を入れて、例えば準備工とか、工事着工とか、いろいろな多分、日程を書かなきゃいけないんですが、この分の（聴取不能）の分に関しては工程表が空白なんですよ、空白。その分に関しても、下田課長補佐が全部一切書類をどこまで、例えば作って印鑑をしてもらったとかいう証言があるのであれば、ちょっと教えていただけませんか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） すみません。今、ちょっと工程表を見ておりますが、言われたとおり工程のネットワークのところは記入がないですね、すみません。私がチェックしてますね。この工程のやつは私が確認漏れでございます。それは間違いございません。そして、この筆跡は私でございます。書類は、この現場代理人届等については私のほうが作っているのではございません。これは通常の様式でございますし、業者さんのも持たれておりますので、業者さんからいただいた分で、日付は空いているところは契約の日付に揃えて、当然同じ日付になりますので、それで書きました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 下田証人、手元に書類があると思うんですが、見積書の開封は、竹本さんと立ち会って封筒に封入されている、封されている見積書を開封したことになってますけど、実際に竹本さんと立ち会って開封したことに間違いはないですか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私もう、すみません、完全に細かいことは覚えていませんが、開封のときは最低でも同じ部屋に竹本さんはいます。そして開封した後に、一緒にこう見てはなにかどうかもちょっと覚えていませんが、開封したものを見せて、それで、これでいい、問題ないですねという話をして、それから書類を作っておりますので、第三者じゃないですね、竹本さんが全く知らない、見てないというのはあり得ません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そこ重要です。何で立ち会うか。不正をしないように。1人で開封したら不正をする可能性がある。少なくとも疑いが出てくる。だから1人では開封しないようになっているのに、今の証言は、開封は1人でした。部屋に一緒にいたので開封した後で見せたということで間違いはないですね。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 今の質問に、もう本当、我慢できんことになりよるんやけど、下田課長補佐、例えばこの部屋がありますよね。だったら仕切りがあるやん。開封作業と一緒に見て、したか、してないかが開封作業なんですよ。その部屋におとったというのは開封作業じゃないんよ。だから、別な観点で私は質問しますが、例えば10件当たり1件でも1人で開封したことがありますか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） まあ、まあという言い方も悪いですが、当時、私と竹本は、ここ、私がここにいればこの辺に竹本はおりました。そして、そのときに開封して竹本に見せました。同じ部屋と言っても当然同じ部屋ですし、距離はこのぐらいです。それで、変な話役場の通常の分でも結構開けて、それから開けた状態のを見せるというのは普通です。自分だけ特殊なことをやっているとは思っておりません。そして自分だけで全て処理というか、確認作業を行っているというつもりはございません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） いや、今、すごい重大な発言をしたけど、普通と言われたね。もう築上町のその開封作業は一緒に立ち会いをしなくて、一緒に作業をしなくて、勝手に1人で開けて、

後で見せたらもう開封作業をしたというふうに、全部の課が、職員がそうやってやっているという、今、発言になりますけど、それが通常と言いましたけどね、そんなことを築上町の職員は皆さん、されてるんですか。大丈夫ですか、下田さん。今、その発言をされて。

○委員（4番 田原 宗憲君） 私たちは真剣に質問してるんですが。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 私たち百条委員会は本当に真剣に質問してるんですよ。その中で、何かこうごまかすような答弁が多々目立つんですよ。だから、私と同じ部屋におる方、入札会場とかいうに関しては、何時何分の開封をしますというふうに、その席についてから開封するのが開封作業なんですよ。

そしたら、今、下田課長補佐が言うのは、事前に前の日に例えば開封したやつを自分が受け取って、それを例えば前の日に業者から仮に預かって、もらって、それを翌日に広げて、中を見て、確認して、竹本さんに確認したということを今、言ってるんよ。それ、当たり前じゃない。だから書類的なものが指摘されるんですよ。そこをちゃんと、何ですかね、もう嘘を言うような段階じゃないんですよ。わざわざ百条委員会が証人として下田課長補佐を呼んだ、もう一度、今、真実を述べてもらおうかなということも踏まえて、今日来てもらってるんですが、嘘に嘘があったら大変なことになる。だから、ごまかすような証言はしてほしくないから、具体的なことを私が今、質問してるんですよ。だから悪いことに関しては、書類の日付に関してはもう間違っていましたよということ言ってるんですよ。ただ、あとその内容について聞いていきますけど、正直、認めるところは認めてもらわないと大変なことになりますよ。

○委員長（武道 修司君） 答えはいい。答えられる。だから、それが行政の当たり前で、そうやってるということで、ほとんどの開封作業は、行政全体もそうだし、自分も1人で開けて、後からほかの人に見てもらっているということ、やってるということ言われたんだと思うんです。それで大丈夫なんですかとさっき聞いたんですけどね。それが全ての役場の体制というふうに関こえましたけど。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） すみません。私の言い方が悪いだと思います。私が言ったのは、私、施設におりました。役場の中における期間で、あまり修繕ということは、まだ施設を持っておりませんでしたので、機械の修繕だけで、クローラとかの修繕だけでした、役場におるほうでは。それ以外、施設のほうに行ってから、2人とか、基本2人ですね、2人しかその施設にいないという状態でした。そして、開けるときに見てもらってというのをやりました。それが横にいても、そのとき目をそらしているとか、そんなのになったら、結局1人でやっていると一緒になります。それで、そういう意味で、私は1人で開けても、その場で見せて、それで確認してもらったという意味で言っております。

○委員長（武道 修司君） 下田さん、下田さん、確認しますよ。開封作業というのは、一緒に、そこに封筒が来たものを、封筒の中に見積りが入ったものを一緒に開けてするのが開封作業ですよ。ですよ。だから、その封を開けるときに、一緒に開けるから開封作業なんです。開けた後に見せるのは開封作業ではないんですよ。それが役場全体的にそういうふうになっている、ほかのところも全部やってますということを言われたので、本当にそういうふうなやり方をしているんですかと。今、説明をしたら、そういうふうな開封作業は一緒にしていません。自分が開けて見てもらっています。開封作業はしていないということですよ。再度、確認します。ここ重要なところなんで。役場全体がそういうような開封作業をそういうふうに行っていると言うのであれば、これ大変な問題になるので、ちょっと再度、確認します。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 先ほど言いましたように、ちょっと私の言い方が悪かったという、誤解を招くような言い方をして申し訳ございません。私が先ほど言いましたように、施設でする場合は、結局2人いたときにしても、2人でちょうど見ながらということばかりではございません。全部が全部、2人で見ながらというふうなやり方はできておりません。それが事実でございます。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） それは開封作業じゃないよ。今から、例えば宣言して、今から、仮にもう1人誰がいたか知らないけど、今から開封しますよというふうに言えば、その方も見てくれる。それが開封作業なんよ。だから下田課長補佐が、何か全部の答弁にごまかそうとするから、10あったら1つでもそういうことじゃないですかと逆の質問しよるだけよ。だから多分困ったやろ。全部が全部、そういう作業をしているわけじゃないと思うんですよ。だから、そういうこともあるか、ないか、ごまかすみたいな返答をするから、逆に1件でもありますかと言われたら、あるんだと思うんよ。だからごまかしたような質問じゃなくて、開封作業というのは宣言して、今から、ただいまから開封作業しますよというのが開封作業だと俺は思う。自分が、自分よがりに先に開けて、この方が、例えば仲悪いからよそ見を取って、それは開封作業にならんよ。そういうことは普通、言わないんじゃない。はっきりと、それなら開封作業をしていません。私が1人で開封作業をして、後に、例えば係の者に見せていましたということを行っているのと一緒によ。分かります。ごまかそう、ごまかそうみたいな感じのことを言いよるけど、そうじゃないやろ。自分で、1人で開封作業をして、開けたのを見せていた。これも開封作業ちゃうんやろ、補佐は。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はい、そうです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 重大なことが分かって、この一つだけでも百条委員会を立ち上げて

いいぐらいの問題が出たと思っっているんです。開封作業というのは田原議員が言っっているとおり、まず封がしっかりしてて誰も開封してませんねというのを2人で確認して、2人でその場で初めて開けるのが開封作業だから、開封作業をしていないということですよ。しかも同じ部屋に竹本さんがいたなら、ちょっと来てよと言えば済むのに、あえて声をかけずに自分1人で開けていたということですから、確信犯的に1人で開封していたと私は判断します。

それと、実はずっとおかしいと思っっていたんです。液肥施設が開封場所になっている、見積書の開封の決裁書かな。液肥施設の担当者ではない、本庁の人を呼んでやっっている例があるんですよ。本当にこんなことをやっっているんだろうかとずっと疑問に思っっていました。今の話を聞くと、実態は下田さん1人が開封してて、取りあえず誰でもいいから、もう一人の名前と判子をつけているだけというのをいつもやっっているという可能性が極めて高くなっただので、見積書の開封の決裁書、特に出先、下水処理場、液肥施設、清掃センターは徹底的に解明しないと、もう業者選定、契約の公正性の根幹を揺るがすような話なんですけど、下田さん、だから日常的に1人で封を切って開封してたっってことですよ。下田さん、1回、2回じゃない。

○委員長（武道 修司君） 下田証人、答えられますか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） ちょっと皆さんが欲している答えになるかどうかはちょっと分かりませんが、そういうふうな、宗委員が言われたように取られる開封はしたことはあります。あります。ゼロということはありません。

○副委員長（宗 裕君） 1度ではないですね。たっただ1回だけやっただっってことですか。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） たっただ1回でもないです。たっただ1回だったら覚えてます。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ覚えてないぐらいやっってるんだ。

○委員長（武道 修司君） ちょっと時間が（発言する者あり）すいません。もしあれだったら休憩、1回、ちょっともう1時間かなり超えてるんで、終わるといっるか、切りがつくかなと思っただっんですが終わらないんで。すいません、ちょっと一旦ここで休憩させてください。再開は、なるべく早く終わりたいんで、25分からといたします。2時25分から再開をいたします。5分間だけ休憩いたします。

午後2時19分休憩

.....

午後2時27分再開

○委員長（武道 修司君） 質問の続きです。宗委員から、よろしいですかね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これは質問ではなくて、問題提起です。私もここまで疑っっていなかったんで、膨大な書類を見ておかしいなと思っただのは、出先の液肥施設で見積書を開封してて、本庁の人が立会人で名前にあるのを、どれか正確に覚えてないんです。とにかく確かにあ

った。あれと思ったんです。何で出先なのに本庁から人が来るの。これ、本当に立ち会っているの。そういうことがあった記憶はありますか、下田さん。わざわざ出先は、だって竹本さんと下田さんしかいないんでしょう。常に竹本さんと下田さんで開封しているんなら、今の話まだ納得いくんだけど、時々、普通は本庁にいる人が、名前は言いませんけど、あえて言いませんけど、液肥センターまで来て一緒に開封したっていう書類が幾つか記憶に私は残っているんですけど、下田さん、時々本庁から、普段本庁にいる人を呼んで、液肥センターで開封した記憶はありますか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私も記憶が定かではございませんが、本庁の人に、そのときはわざわざ呼んでか、そこにいたのでそっちに頼んだかは、ちょっとはっきり覚えておりませんが、本庁の方と開封したことはございます。本庁の人のほうに、本庁の人がこちらに、液肥センターに来ていたときに開封したことはあります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そのときは、一緒に本庁の人と開封しましたか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はっきり覚えておりませんが、したと思います。ちょっと自信がございません。すいません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） つまりはっきりした記憶がない。これは絶対に立ち会って開封しなきゃいけないのに、はっきりした記憶がないということは、常に一緒に開封している確信が持てない、やってないということですよね、常には一緒に。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 今、僕すごくびっくりしたんで、もう質問やめとこうと思ったんですけども、びっくりしたんで、ちょっと付け加えて聞かせてください。たまたまおった人を開封人にするとかあるんですか。おるかおらんか分からんような人が、開封の日時、時間決まっていないですか。そのときに、たまたま僕が行とったら、吉元、ちょっと開封一緒に入ってくれとか、理屈あるんですか、そんな。ちゃんと教えてください。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） そのときの、誰かちょっともう覚えておりませんが、産業課の職員で、同じ係かどうかちょっと覚えていませんが、その人にしてもらったりすることはあります。だから、私はそれがおかしいと思っていないので、そういうふうな処理をしました。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません、もうこんなことを長々聞くことではないとは思いますが、これ多分まともなこと言ってないんですよ、下田さん、さっきから。1個でもそういうことがあったら駄目だと僕は思っているんですけども、自分の感覚とか、ルール要らないじゃないですか。下田さんがいいと思えばいいんでしょう。絶対ルールあると思うんですよ。たまたま同じ系の者が何とかじゃないで、僕と下田と一緒に今日何時何分に開封する、金額が幾らやったんかちゅうのを課長に告げるとかいう連絡が絶対あるはずなんですよ。そんなふうになっていないんですかね。そんなずさんなんですか。いつ開けたか誰がしたか分からんでも、そういう作業ってできるんですか。そんなのを税金投入しているんですか、うちの町は。ちゃんと答えてください。1個、2個、自分で勝手に開けたというところを言ったのに、何で名前も覚えてない人を呼んで、した覚えがあるとか言えるのかが無責任過ぎるなと思って。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） お言葉ですが、すいません、一つ一つ全ては覚えておりません。

ただ、自分が当然やっておりますので、誰か、吉元さん以外の人に開封のときに立ち会ってもらっていることはあったのは覚えております。それで、そういうふうな回答をしております。

そして、先ほども言いましたけど、施設のほうで2人しかいません。それで第三者、第三者という言い方もいいんかどうか分かりませんが、別の産業課の職員に立ち会ってもらって、それで開封したこともございます。それも内容は覚えてはおりませんが、そういうのをしたことはあるというのは覚えております。それで、そういうふうな回答をさせてもらっております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） もうそれはそれでいいです。

もう一個最初に戻ります。前回、下田さんが来られたときに、竹本さんの印鑑を押したことはない、ちゃんと伝えているという内容でした。たしかそういう返答をされていたと思います。

竹本さんは、逆に全て知らないと言ってないんですよ。知っている内容もあるけど、知らなかったことも多々あるというふうに言われていたので、そこがどっちが本当なのかなというところをすごく今関心を持っていて。

ただ、下田さんのほうがちょっと弱いなと今思っているのは、今回の交換ポンプ、竹本さんに伝えているとか伝えていないとか、多分ほとんど下田さんがして、印鑑だけ竹本さん押しとくよちゅうふうな内容をしとけば、下田さんは伝えたという認識だと思います、今の話を聞いていれば。

でも、そんなのって、竹本さん、伝わっていないと思うんです。だから、分からないことがいっぱいあるって言っているんじゃないかなと今僕は思うんですけど、そういう感覚は下田さんにはないですか。全て伝えて了解を得て、竹本さんの印鑑の、大きい印鑑を押した覚えはありますか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 大きい印鑑ちゅうのがちょっとどれを指しているかは分かりませんが、竹本さんは私の、先ほど言いましたように横におりました。そして、そこで印鑑をついてくれるものは、そこでついてもらっていました。私が起案して見せたのを、いい、もう向こうの印鑑を押しとっていいよっち言われたのは、向こう、役場のほうで押しているのもあります。起案だけじゃありません。消耗品の伝票等もそうでございます。

だから、前も説明員で言いましたが、こちら、私としてはこういう、起案の分は全部内容を見せています。消耗品を買ったのも、こういう消耗品を買ってこれで支出しますっていうのを説明して、それで押印の許可をもらっていますので、私としては何も言わずに勝手に押したという認識は持っておりません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） すいません、ちょっといいですか。ちょっとすごい今、説明をして、こうやってやりますちゅうて、そこまで説明をしているのに、そのときになぜそこで印鑑を押しとってくださって、印鑑もらわないんですか。後で持って帰って自分で印鑑押すんですか。いや、今説明、そう言いましたよね。こうやってこういうのを買いました、どうしました、こうしました、説明をして、これで書類は全部これです。書類を全部見せて、これで作りますよったら、印鑑を押しとらえればいいじゃないですか。いや、すごい矛盾な話なんですよ、聞いていて。印鑑をなぜ、その後に持って帰って、預かっている印鑑を押すんですか。役場に置いている印鑑って、竹本さんからお話聞いているんで、その印鑑なんですよ。役場に置いている印鑑と竹本さんが持っている印鑑の大きさが違うということで、竹本さんが押している印鑑は分かるんですね、竹本さんは。

今お聞きしたら、下田さんはこの書類をこういうふうに出しますよっち細かく説明をして、竹本さんに承諾をもらって、代わりに印鑑を押したって今言われたんですね。そこまで説明をして、そこにおられるんやったら、そこで印鑑もらえればいいんじゃないですか。なぜそれを持って帰って印鑑を押されるんですか。（発言する者あり） どういうことですか、ちょっと今聞いてすごい不思議なんですけど。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） そう言われればそうですが、事実として、私、書類で見せて、そこで印鑑をもらったのもありますし、役場のほうで押しちよってかれて言われて押したのも

あります。それは事実でございます。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません、じゃあ事実なんでしょう。今下田さんが言われているので、それが本当なんでしょう。一回も本人に確認せずに押したことはないんですね、一回も。全く本人が知らない書類に、下田さんが印鑑を押したことは一回もないですね。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私は、全て印鑑を押す書類関係については、竹本さんに確認を取っておりますので、そういうことはありません。

以上です。（「その答えをもらって」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ということは、竹本さんがわざわざ証人喚問に来ていただいて、証言していただいたものが虚偽なのか、下田さんが今言われたことが虚偽なのか、僕はこれは告発します、個人で。今ちゃんと確認したんで、もう百条委員会関係なくします。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の下田証人の発言は、竹本さんから役場で印鑑を押してくれて依頼を受けたとおっしゃったんです。竹本さんが何でそんな依頼をするのか、よく理解できないんです。下田さんが役場で押しとくからって、下田さんから提案して、竹本さんが、おお、そうしてくれて言うならまだ理解できるんですけど、今のおっしゃり方は竹本さんから役場で押しとくからって言われたっておっしゃったんですけど、その辺実際はどうなんですか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 宗さんの質問でございますが、何か付け足しみたいに聞こえるかもしれませんが、私が向こうで押しちよくよと言ったのもあるかもしれません。覚えていないです。

ただ、竹本さんから押しちよってとくからって言われたのはあります。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 本庁の役場で押す意味が分からないんです。だって、出先の液肥センターに、さっきも同じ部屋におるって言ってたんで、何で出先の液肥センターで押さずに、竹本さんが見ることができない本庁に行って印鑑を押すんですか。その合理的な説明が全くできないんです。

○委員長（武道 修司君） 答えられますか。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 下田です。そう言われましても、事実そうであったんで、それ

以外ちょっと言いようがございません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 可能性としては、未完成の書類だったから、役場で完成させて押すっていうんならあり得るんです。つまり、完成したものをその場で下田さんに見せて承諾を取るんだったら、役場に持っていく意味が全くないじゃないですか。だから、完全じゃない書類で、大体こんなところよっていう、完全な書類を見せて承諾を取ったわけではないって解釈以外はないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 何と言っていいか、あれなんですけど、こちらとしてはできた書類を竹本さんに見せております。それで、修正等、当然決裁で、ここはこうが正しくないっちゃうのは決裁の過程で出てきます。そのときは再度作り直して、同じく竹本さんに見せて、そういうふうになっているんで、未完成のやつを持って行って印鑑を押してどうこうちゃうのはしていません、ありません。

○委員長（武道 修司君） 下田証人、今竹本さんに全て印鑑を確認しながら書類を作成してというふうに言われていましたけど、クローラー車の日付、先ほども違うちゅうてますよね。違う書類を作って、契約書も違う日付のやつを作っている。これの最終的なお金を支払う支出、負担行為の決議書も竹本さんの印鑑を押しているんです。ということは、この契約書とかそういうものが全てついて、完了届から着工届まで全てそろって、この書類になっていると思うんです。

なら、竹本さんが起案を上げてこれを作っているちゅうことは、下田証人と竹本証人と共謀してこの書類を作ったということでもいいということですか。見て理解をして、しているちゅうことは、竹本さんも同罪というか、竹本さんも一緒になってこの書類を作ってやったということよろしいですか。

この中の着工届とか完了届の日付は、下田さん、あなたが入れていますよね。エス・ティ・産業の書類の日付を下田さんが書かれたっていうふうに先ほど言われましたよね。その虚偽の書類を作って、まして業者の書類を下田さんが作られて、竹本さんも一緒にそれを共謀して作られたということよろしいですか。

下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私はこれで、この書類で出しますよ、これで作っていきますよという話はしています。だから、それがもう共謀というのであれば共謀になるのかもしれない。

ただ、私はこの日にちでいきますという話はしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） そもそも、多分もう勘違い、考え間違いしていると思うんですが、起案書を下田課長補佐が作ったのであれば、起案書のところは下田課長補佐でいいんよね。その中で、今堂々と竹本さんの了解をもらって印鑑を押したというふうに補佐述べているんやけど、それが間違いなんよ。

だから、印鑑をつくっちゃうことは重大なことやし、今後、役場の職員の登録の実印というんか、本当にこの印鑑に関しては誰が使えないっていうふうにしとかなないと、起案書は下田課長補佐が作ったと言いよる、印鑑は竹本さんのを堂々とついたらいいんや、それ自体がとにかく間違いなんよ、そう言っていること自体が。

だから、竹本さんと共犯みたいな、何をしたか自分は分からないけどいうふうに思いますとかいう答弁をすること自体が間違いよ。起案書を作るなら、何で、補佐でよかったわけや、下田大吾郎でよかったわけや。それをわざわざ竹本さんの印鑑を了解をもらって押ししましたとかいうこと自体が、そもそも考え間違い。

そうでしょう、みんな気づいてないことあるけど、そもそもそれを人の印鑑を代わりに押すこと自体がもう異常なんよ。そこをよく考えたら、それを今度職員の中で改善していきましょうちゅうことで多分職員の方動いていると思うんです。だから職員の印鑑の登録書とか、そういうのも今後必要になってくると思う。そうすれば補佐みたいな答弁は、多分、代わりにつきますよとかいう答弁はなくなると思います。

○委員長（武道 修司君） すいません、次があるんで、ちょっと進めたいと思いますんで。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 事実確認だけです。見積書の開封の立会いに関しては重大問題だと思っているんで、時間があればこれも取り組みたいんですが、検証の前提として、先に工事が終わっているのを後から書類作っているから、見積書の開封の日付もその日付じゃないですね、開封したのは。それはどうですか。見積書の開封したという決裁文書を作っているんですけど、開封日付と場所をはっきり書いているじゃないですか。場所も日付も間違いありませんか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） それは間違いございません。

以上です。

○副委員長（宗 裕君） そしたら勤務記録とかで分かるんですか。間違いないと答弁されたので十分です。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） まず……、よろしいですか、質問させていただきます。百条委

員会の偽証罪は、地方自治法第100条に基づき、議会の調査権を侵害する行為とされ、罰則が課されます。私たち百条委員会の委員には、偽証を行ったと認められる場合には、議会に告発する義務があります。

この調査特別委員会で、元課長をされていた竹本証人が、数字のマジック、数字の遡りをしたんではないかと、以前、議会でも職員が3月31日付、実際にはずっと後の日付のものを遡って検査調書が出ているという質問を議員さんがされていたと証言されています。

これは竹本証人がうそを言っていないとしたら、こういう公文書偽造が行われていたと、そして、そのことを議員が質問されていたということを証言されたんだと思うんですが、下田証人は、竹本さんの10歳ぐらい年齢が下だと聞きましたので、築上町役場に入職当時から竹本さんら諸先輩のそういう仕事のやり方、公文書を偽造している先輩の仕事を見て、仕事を覚えてこられたのではないかと思います。

8月8日の調査特別委員会でも、下田証人は、緊急を要する場合、書類等が間に合わない場合、その後に書類手続、書類を作ることはしたことがあると答えられています。

最後です。数字のマジック、公文書を偽造していたということを竹本証人が証言されたのですが、この証言は真実だと考えますか。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） すいません、どういう質問になるんですか。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 竹本証人が、以前の証人喚問のときに、職員が3月31日付で、実際にはずっと後の日付のものを遡って検査調書を出すなどのいわゆる公文書偽造をやっていたという証言をされたんで、そういう公文書偽造がずっと、先ほど委員の中からルールっていう言葉が出たと思うんですが、竹本証人がおっしゃっているように、そういうルールが、なあなああの状況がずっと続いていたんじゃないかと。先ほどから下田証人が証言しているように、委員の皆さんは信じられないというようなことをおっしゃっていますが、築上町の役場では、竹本証人が証言したように、そういう信じられないようなことがずっと行われていたのではないかと。これを私は思っているんですが、下田さん、答えにくいと思うんですが、これは委員の皆さんに質問するわけにいきませんので、下田さんに質問しているんです。答えられなかったら答えられないでいいです。

○委員長（武道 修司君） 下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 私が言えることは、それは知らないということしか言いようがないです。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。

今日、再度、最後だけ確認します。令和4年の10月の19日起案で上げました工期が11月の16日から12月の15日までのクローラ車の契約については、この書類全般的に、虚偽の書類、実際的には10月11日に修理した案件だったということで、下田証人、よろしいですか。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） そうでございます。

○委員長（武道 修司君） もう一つ、内容の書類等についても、日付、その他ほとんどが下田証人が作られたということでよろしいですか。下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 記入したのは私でございます。

以上です。

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。——時間がもうあまりないんで、いいですか、1個だけ。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 午前中の繁永証人も、11月11日に修理は完了したと、書類は翌月以降、後から作ったと明確な証言があったんで、一致したんで安心しました。

それで、最後に一つだけ聞かせてください。この故障が発覚した状況を覚えている限り説明していただきたいんです。何月の何日の何時頃、誰から故障の報告があって、当然すぐに、下田さんが担当者だから飛んで行って現地で確認しているでしょう。例えば故障を確認した場所とか、記憶の限りで教えていただきたいんです。

○委員長（武道 修司君） 下田証人、覚えている範囲で構いませんので。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 連絡があって、それももう恐らくの話になるんで、言っていないかどうか分かりませんが、現場の責任者の方から私のほうに連絡がありまして、圃場に行きました。そして圃場でポンプが動かないのを確認というか、点検作業を行いました。

そのときに私のほうがエス・ティさんのほうに連絡をして、その日は午前中と午後2回来てくれたんじゃないかなと思います。そして夕方、暗くなるまでそこで作業をして、終わらなくて、休みの日に専門の業者さんが来れるということで、私が出て、ポンプの架台を外して、そして修繕作業自体は11日に行って終わったというふうに覚えています。（「ありがとうございます、委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 何ちゅうか、多分の話はやめていただきたいんですけど、しっかり記憶の中で話をしてください。これは、場合によっては偽証罪の対象になりますんで、しっかりとしないといけないんで、下田証人、もう一回確認をします。今の話は間違いはないですか、それともはっきりしていませんか。それと日付等、勘違いもあるかと思いますが、今の説明を、日付、間違いはないですか。（「月曜日祝日やけん、土曜日は8日、9日は日曜日、火曜日に修理のほうをしています。下田さんが言うことになると、金曜日ぐらいにそういうことがあったちゅうこと

を言いよるんです」と呼ぶ者あり) 下田証人。

○産業課長補佐(下田大吾郎君) 吉元委員が言うように、そうなると思います。(「そうなる。金曜日に壊れたちゅう」と呼ぶ者あり) すいません、金曜日じゃないかもしれません。それより前かもしれません。(「でも、それを動かしたちよる人がおるよ」と呼ぶ者あり) (発言する者あり)

○委員長(武道 修司君) だから、どこで誰からか分からなかったら、日付も分からないわけじゃないですか。だけん、どこで誰からそういうふうな報告があつてどうしたかというところをしないと、下田さんは、今、日にちのことだけを言おうとしていますけど、日付の、作業日報にもそのこと一言も書いてないんです。日付だけを今適当なことを言うとおかしくなるんで、どこで誰がどのようなということで説明がつくんであれば説明をお願いしたいし、分からなければもう分からないほうがいいんじゃないかと思います。適当なというか、多分みたいな話はここでしていただきたくないんで。田原委員。

○委員(4番 田原 宗憲君) このポンプの件で、ほかの証人の方と話したり打合せをしたことはありますか。

○委員長(武道 修司君) 下田証人。

○産業課長補佐(下田大吾郎君) 下田です。私の記憶をたどって、これでこういうちゅう話でございます。していません。

以上です。

○委員長(武道 修司君) 田原委員。

○委員(4番 田原 宗憲君) ほかの証人の方と打合せはなかったということなんですが、本日2人目の質問になるんですが、1人目と2人の言うことが、結構、架台の件に関してもちょっと合点がいかにところが私たちあるんですが、打合せとか本当にしていないですか。そこの、そういうふうに証言をするのであれば、私たちもそこを否定していかなきゃいけないので、もう長くは百条委員会、証人喚問をするような予定はもうあまりないので、だから正直に、あそこに今A、B、Cっていう、わざわざ書いているというふうに委員長が配慮してくれて書いたんですけど、大丈夫ですか。その発言はちゃんとしっかりして、考えて発言をしてください。それで、下田課長補佐の考えであれば、私たちはそれに対してまた調査をしようと思います。

○委員長(武道 修司君) これ動かしているのは共立メンテナンスの人ですよ。共立メンテナンス以外の方が、これが壊れてる、壊れていないというのは分からないだろうと思うんです。なら、その日にどの場所でどのように壊れたか、現場のほうに行かれたんであれば、いつどのような形でしたかというのがはっきり覚えているのであれば、証言をお願いいたします。下田証人。

○産業課長補佐(下田大吾郎君) 100%確実とは言えません。私の記憶の分でしているんで、

私の記憶の精度の話でございます。

○委員長（武道 修司君） いや、はっきり覚えていないなら、もう話ししないほうがいいですよ。
（「その記憶の精度でもう一回答えて。結局分からないし」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）
下田証人。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） 通常であれば、当時責任者ちゅうか、代表をしていました尾崎さんになりますが、尾崎さんからの連絡だったかどうか覚えておりません。もしかしたら別の方だった可能性もありますので、尾崎さんとはちょっと断定し切れません。

そして、鬼塚のところの圃場でございました。そして、そこで夜遅くまで、暗くなるまで作業をして、そして、もうその日は作業終わりました。（「日付はいつなの」「故障は（聴取不能）夜遅かったんですか」と呼ぶ者あり）そうですね、（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 時間もかなりあれなんですけど、適当なというか、自分の記憶ではっきりしてない、証拠もない話をここでしていただくと、場合によっては偽証罪の適用になる可能性もあるので、注意してくださいと先ほど言ったんです。

私のほうから説明をします。10月の1日の日は、散布はいたしておりません。10月の3日月曜日は、湊のほうで、これ鬼塚です。池の近くです。動いています。これはヤンマーの機械が動いているようです。

次に10月の4日、同じように動いています。これも同じように、同じ場所、近くのところです。そこに2台のクローラー車を持っていくことはないという証言も確認をしています。これは、下田さんからもお聞きしました。非公式だったかな、通常の日常業務の中でお聞きしたと思います。

それと10月5日の日は、これもクローラーで散布をしていないという話を聞いています。もしかしたらこれ、ヤンマーかもしれません。

10月の6日は、散布を一切しておりません。

次に10月の7日、雨で散布はできない状態です。

今、10月の8日って言われたんですけど、その前にコマツのクローラーが現地で、行って散布をしているという記録がないんです。なおかつ、先ほど壊れた日にちがいつかというところで、この作業日報の中で、10月の11日にクローラー、ポンプ故障、修理、交換って書いてある。同じように産業課のほうの作業日報も、同じように10月11日前にそのような事実を一つも書いていないんです。そういうような日報がないんです。10月の11日に、同じようにクローラー車が故障で、修理、交換というふうになっている。それ以前のものは何もないし、クローラー車自体が動いてないんです。

だから、下田さんの記憶で、違う記憶を今言われているんじゃないかというので、ここで違う

記憶を適当なことと言われると大変なことになるんで、本当にそういうふうなことが、あり得ない話を今やろうとしているんで、それは大丈夫ですかということで再度確認をしているんで、記憶にないんであればもう発言はしないほうが私はいいいんではないかと思います。

私が証人に発言しないほうがいいよとかいう発言すること自体がちょっとおかしい話でしょうけど、百条委員会なんで、先ほど池亀委員からもあったように、本当に発言が重い場になりますんで、気をつけていただきたい。今、実際そういうふうなものが何もここにはないんですね。

それともう一つが、会計課からはまだ取っていませんけど、散布をした場合に散布のお金の支払いをするんです。その散布のお金の支払いの経歴を見たら、いつどこでということまで分かってくるんで、多分この作業日報と同じものが出てくるんだらと思うんです。

だから、そういうことを考えると、現実的に今下田さんが言われたことは、ちょっとなかなか難しい話になってくると、その前に架台をのけて持って帰って修理をしていたとなると、既に10月の11日にはもう修理が終わっていたということになるんだらと思うんです。その日一日かかって修理をしたということにはならないんだらと思うんです。

だから、ちょっとそこは、はっきりこれはこうです、こういうような証拠があります、こういうふうな写真があります、こういうふうにしましたというものがあるんであれば、しっかりと説明をお願いをしたい。記憶の中だけではちょっとと思います。池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） ちょっと人間の脳の働きがもう無理やと思いますんで、30分ぐらい休憩しましょう。

○委員長（武道 修司君） ちょっと待ってください。もうこれで終わります。

○委員（14番 池亀 豊君） いや、もうはっきり言って無理です。

○委員長（武道 修司君） ちょっと待ってください。（発言する者あり）（「いやいや、無理ですよ」「日を改めて」「それでもいいですけど」「ちょっと確認」と呼ぶ者あり）

○委員（14番 池亀 豊君） 取りあえず終わってください。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 下田課長補佐、今日はもうちょっと長いので、一応確認のために、繁永さんが言うようなことの日にちの確認です。

それと、10月11日の朝スタートのときの現状といいますか、そこを少し思い浮かべてもらって、修理をした途中であればポンプは外れていると思うんです。架台を外しているから、ポンプは持って帰ったのであれば外れているんですよ。ですよ。実際のところは、ほかの証人から聞いているのは、当日にホースを外して、それから写真にも証拠があるんです。右と左に向きが、最終的には施工前と施工後となっている写真があるんです。

だから、それに関しても、11日の作業風景が思い浮かばないと、ポンプが外れて中途半端で、

例えばそこにあっただのかいうように、土曜日には多分作業は休みだと思っただけですが、土曜日に圃場に行ってしていること自体が正直違うと思っただけですが、その時点では多分液肥センターのほうにクローラーが帰ってきていた。でも、その以前の、委員長が言うように、10月からの作業の日報を見ても、コマツクローラーが動いたってという形跡はないんです。

だから、もう今日長くなるんで、また後日の機会でもいいんですが、今日答えていただけるのであれば、10月11日の朝一番の作業風景だけをちょっと答えとってもらえませんか。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） すいません、ちょっと静粛に。下田課長補佐、一つだけ、はっきり覚えていていれば証言してください。はっきり覚えていないのなら、もうはっきり覚えていないって言ってください。これだけです。それか、もう後日でよければ後日でもいいです。下田課長補佐。

○産業課長補佐（下田大吾郎君） はっきりは覚えておりません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。それでは下田証人、長時間ありがとうございました。

冒頭言ったように、しっかりとした、ちゃんとした事務処理をしていただきたい、信頼される築上町になっていただきたいという思いで我々調査してますんで、これからもまた調査に御協力いただかないといけない場面が出てくるかと思いますが、そのときは御協力のほどよろしく願いをいたします。

今日は長時間、本当にありがとうございました。お世話になりました。お疲れさまでした。

午後3時11分休憩

午後3時16分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

時間が押してしまっただけで大変申し訳ございません。それでは、証人喚問の続きです。

次に、リサイクルセンターの江本証人をお願いをしております。事務局は江本証人の案内をお願いをいたします。

〔証人 入室〕

○委員長（武道 修司君） こんにちは、お世話になります。

それでは、ただいまから証人喚問を始めたいと思います。

今日は、リサイクルセンターの江本証人に出席をしていただいております。大変お忙しい中、出席をしていただきまして誠にありがとうございます。

また、その前の会議が長くなりまして、時間が遅れました。大変申し訳ございませんでした。今からまた始めたいと思いますが、御協力のほどよろしく願いをいたします。

本日の証人喚問は公開です。議会は公開が原則となっておりますので、後日、議事録、ユーチューブの配信等で公開になりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

証人の方に注意事項を説明させていただきます。

控室の書類で御覧いただいて、御確認いただいたと思いますが、宣誓した証人が虚偽の陳述や証言をした場合は偽証罪の対象となり、3か月以上5年以下の拘禁刑となります。

宣誓拒否、証言拒否ができる場合がありますが、それ以外で宣誓拒否、証言拒否をした場合は、虚偽証言を行った場合と同じように罰則がありますので、御注意のほどよろしく願いをいたします。

それでは、ここで証人の方の宣誓をお願いいたします。

委員と証人と傍聴席の皆様は御起立ください。

宣誓、マイク持って言っていただければ。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和7年10月31日、江本哲也。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。どうぞ皆さん、御着席ください。

証人の方は、署名捺印をお願いをいたします。

ありがとうございます。署名のほうを確認させていただきました。ありがとうございます。

証人の方が先ほど控室で記入いただきました氏名、住所、生年月日、職業の確認をさせていただきたいと思いますが、内容に間違いありませんか。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。それでは、人定の確認ができましたので、これより証人喚問のほうに入りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

質問を始める前ですが、この調査特別委員会は犯人探しとか、あら探してみたいなような委員会ではありません。現在の問題点を調査し、町や住民の方々に報告をし、改善していただくことを目的としています。そのような点で、厳しい質問等がある場合があるかもしれません。そのときは、御理解のほどよろしく願いをいたします。

それとマイクの関係で、なかなか入りにくいことがありますので、マイクのほうはなるべく、委員の皆さんもそうですけど、近づけてお話をさせていただければなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、私のほうから代表質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

まず最初に、リサイクルセンターの修理時の対応についてということで、リサイクルセンターの施設でいろんなものがちょっと故障したりとか、例えば定期点検で分かっている刃を交換しないといけないとか、そういう部分があると思うんですが、そういう場合に、今、エス・ティ・産業の職員の、エス・ティ・産業に今業務委託をして、業務しているわけなんですけど、そこで働いている方も含めて、場合によっては江本さんも含めて、そこで一緒に修理をしたりとか、そういうこともあるというふうにお聞きしているんですが、そのような対応をされているということによろしいですか。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 全ての工事ではありませんが、そういう工事もあったと思います。

○委員長（武道 修司君） その場合、例えばエス・ティ・産業さんが工事を請けてする場合と、太新工業さんが請けて、エス・ティ・産業さんが下請でというケースとあると思うんですけど、江本証人のほうで、どれがどのような契約でというのは分かる場合と分からない場合があると思うんですけど、そういうものも含めて、そこで働いている人たちが主になって修理をしているということによろしいですか。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 工事に関しては、うちで平日行う際は、リサイクル施設で働いているエス・ティ・産業さんが一緒になってすることは、多分、記憶上ないと思います。外からの方々の、主だと思います。

○委員長（武道 修司君） いや、今ちょっと、この前お聞きしたときは、外で働いている方、江本さんも含めて一緒に修理をしたことがあるということやったんですけど、今まで江本さんも含めて、部品、故障とか工事があったときは、修理をしたことはないですか。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 全てではないけど、あります。

○委員長（武道 修司君） ありますよね。例えば電気工事とか、そういうものはもうそこで当然できないし、電気技術のそういうふうな技術者じゃないとそういうふうな工事はできないというので、外部から来られたりとかいうことは当然あるんだろうと思います。

それと、リサイクルセンターで残業ということはちょこちょこあるんですか、それとも残業というのはあまりないのか、その点を教えてください。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 私が入ってからリサイクル施設で残業というのはほとんどなかったと思います。

○委員長（武道 修司君） ほとんどないですね。ありがとうございます。

次の質問に入ります。リサイクルセンターとRDF施設の修理の対応についてということで、RDF施設にしても、リサイクルセンターにしても、たまにというか、ちょこちょこ修理は発生しているんだろうと思うんです。緊急を要することが多いということで、すぐに対応しないとい

けないということで、前回お話を聞いたときは、リサイクルセンターの方がRDFのほうに行って修理を手伝ったり、RDFの方がリサイクルセンターに来て一緒に手伝ったりということがあったということでお聞きしたんですけど、そういうことで間違いはないですか。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） ちょっと機械の修理の内容によると思うんですが、例えば単純な詰まりとか、例えば火が入った後の片づけ等は手伝いに行くことはあるんですけども、基本的な例えば本当の工事とかになると、平日で行っている際は行っていません。

○委員長（武道 修司君） 逆にリサイクルセンターで修理やるときに、RDFのエス・ティ・産業の担当者が、リサイクルセンターのほうに来て、修理を手伝って、一緒に修理をするということもないですか。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） そのパターンもありません。

○委員長（武道 修司君） そのパターンもない。リサイクルセンターから……、すいません、この前ちょっと聞いたときは、リサイクルセンターからRDFの施設に……、江本さんはないって言いよったんかね……。前回分からないって言っちゃったんですかね。江本証人。ちょっと今話が（聴取不能）すいません、（聴取不能）。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 前回の説明のときの内容なんですけども、太新工業さんが入っている件に関して見ていませんという話だったんで、例えば詰まり等の、例えば自分らでやるし、工事というか、清掃ですけれども、それは手伝いに行くことは多々あります。

○委員長（武道 修司君） 江本さんは、そういうときも行ったとか、来てもらったりということはあるということですよ。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） リサイクル施設のほうもそういう詰まりだったり、火が入った後の処理とかがありますので、それをお互い行き来することはあります。それは、シルバー人材さんとかも含めて行きます。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。だから、修理とかそういう場合は、リサイクルセンターのエス・ティ・産業の社員さんがRDFの施設のほうに行って、修理のお手伝いをすとか、一緒に修理をすとか、逆にリサイクルセンターで故障があって、工事の修理があるときに、職員さんは動かないかもしれませんが、エス・ティ・産業の社員さんで手伝いに来られる方がおったりとかということもないですか。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） うちで、リサイクル施設で働く、従事しているエス・ティ産業さんが一緒にすることはありません。

○委員長（武道 修司君） RDFのほうに行くということはないということね。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） はい。エス・ティ・産業さんが、うちに入っている以外の人間もいますので、多分その中とあと外部の方で来られていると思います。

○委員長（武道 修司君） すいません、ちょっと私の質問の仕方が悪いのかな、RDF施設のほうに4人、エス・ティ・産業さんで入られていますよね……。逆かね。リサイクルのほうが4人ですかね。RDFが3人ですかね。4人の方で基本的には修理をしていると。その4人の方が修理やったときはそのようにするけど、RDFの3人の方が手伝いに来るということはないということですよ、今の説明であれば。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） リサイクル施設の工事についてということですか。

○委員長（武道 修司君） そうです。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） ありませんね。

○委員長（武道 修司君） すいません、ちょっと。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 詰まりとか、例えば火が入ってその後の、燃えた後の処理とか、そういう例えば水が広がって……。多々あります。あの……。

○委員長（武道 修司君） いやいや、もういいです。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 最近だとリチウムイオン電池とか、モバイルバッテリーのゲンテキが入って、それが可燃物に発火してということはいしょっちゅうあります。

○委員長（武道 修司君） 基本的にリサイクルセンターで働いている4人のエス・ティ・産業の方が、RDF施設のほうで修理に手伝いに行くということもないということによろしいですか。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） リサイクル施設が稼働している平日に関してはありません。5時以降に関しては、ちょっと分かりません。

○委員長（武道 修司君） 時間が（聴取不能）。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 作業中に行くことはありません。

○委員長（武道 修司君） 作業中に行くことはないということですね。もう3人と4人が確実に分かれていますので、そのままそこで行き来をしながらということはないということですよ。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） はい。平日作業中にはありません。

○委員長（武道 修司君） ないということですね。

次に行きます。毎日作業をされているので、当然作業日報を作られていると思います。作業日報には、修理をいつしたか、どのようなことが起きたか、場合によっては先ほど言ったように、ちょっと今日火が出たよとか、それによってどのような作業をしたかとか書かれていると思うんですけど、その作業日報自体は確実に間違いのない記入をされていますか。これ、すいません、もう一つ、それと江本さんが作られていますか。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 作業日報の記入に関しては、ほぼ私がやっています。

前回の説明員のときに、宗委員から、全ての工事を記していますかっていう御質問があったと思うんで、大きな工事、停止する工事、それは必ず漏れなく書いてはいるんですけども、そう言われてみると、小さい、例えば突発的なことは書いてないことがあるかもしれませんということで、前回お答えしていると思います。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

私のほうから質問は以上で終わります。ほかの方で質問があればお願いいたします。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 説明員のときの質問で、ちょっと私が合点いかないことがあるので、一応証人として今日来てもらいました。

その中で、今回の特定業者の6月の一般質問を私がするに当たって、江本君と個人的に聞き取りというか、聞いたんですね。そのときに、太新工業の下請はエス・ティが全部やっているというふうに、そのときに私が話したはずなんです。それで、件数的に50件ぐらいありますよというのを言われたから、吉元議員と6月、一般質問前に開示請求をしてみようということになって、それがきっかけなんです。江本君と私が話して、太新工業の下請もエス・ティさんが全部している。ただし、その説明員のときは、全く見たことがありません、知りませんというような答弁だったんです。その後に、中さんと呼んだら、中さんは太新工業の下請はエス・ティがしていたというふうに認めたんです。もう堂々と言っていたんです。

説明員のときに、私、今回の特定業者との百条委員会まで設置する理由になったのは、江本君の発言を参考にし、50件あるっていうふうに話したんです。それを基に開示請求をして、説明員として呼んだら、見たことありません、知りませんみたいなことを言うから今日来てもらったんです。

そこで、何で見たことないと言ったのか、中君は認めてくれたんですよ。江本君の後の質問で、その後の質問で、何でそのときに本音で本当のことを言ってくれなかったかを、ちょっと先に聞いてよろしいですか。そうしないと、うそにうそのまた説明をされても、正直後が江本君も困ると思うんで、今日は正直に答えてくれるというふうに私は思っているんで、何でうそをついたのか、お聞きしたいと思います。多分うそだと思うので。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 田原委員と雑談したのは事実です。その中で、田原委員がもうある程度情報というものを多分持たれていた。それで私は、かもしれないですねっていう、濁したと思うんです、そのとき。定かじゃなからですね。定かじゃなから、僕は濁しました、確かに。説明員で呼ばれて、そのときに、確かじゃないことに対して、はい、そうですということとは言えなかったというだけの話です。

○委員長（武道 修司君） いいですか、さっき質問、それしたんよね。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 下請かどうかが分からない、どこですかねってお話したときに、雑談したときに、どうなんですかねっていうような話はしました。

ただ、そこで説明員のときに、それを、はい、そうですとはやっぱり言えなかったというのが事実です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） そういう言い方されても正直困るので、今日は証人喚問なので、太新工業の下請をエス・ティさんがしていたかしていないか。RDF施設の分に関しては、江本君は一切知らないという説明員のときの返答だったんですね。

しかし、リサイクルセンターのほうに関しては、江本君なしでは多分作業ができない。だから、全部知っていると思うし、これ太新工業さんの秋吉かな、証人として、一応発言を基に、江本君が正直に言うのかな、どうなのかなちゅうのをちょっと確認するためにも、真実をやっぱり述べてもらわないと、こうやったから、確信じゃないからとかというようなことは関係ないと思う。自分の見た目の中で、リサイクル施設しか分からんというふうに言っていたんです。だから、それに関して、今日はもう聞こうと思うてたんです。

太新工業の下請をエス・ティさんがしていたかしていないか、そこを先に答えてください。そして、その後にリサイクル施設の分の修理の件に関して一応聞きます。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 下請かどうかは、正直本当に分からなかったです。ただ、中間報告等いろいろ前回の聞き取りの中で、その辺がそういうことだったのかということなんです。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 先にちょっと1点だけいい。あそこについて、施設に内山課長補佐がいますよね。もう一人担当がおられて、その担当者と事務はそこでされますよね。職員は、あと江本さんと中さんがおられると。江本さんと中さんは、どこが工事を取って、どこが下請に入ってということはもう分からないという状況ですか。

ちょっと私が、そこ不思議やったのが、今日こうやって工事入るよとか、緊急でここですぐに工事をお願いしたいとか、すぐに動かさないといけないからですね。そのときに、ああ、そしたらすぐに、例えば太新工業さんをお願いしようとか、エス・ティ・産業さんをお願いしようとしたときに、例えば太新工業さんをお願いしようという話も多分されるんじゃないかなと思うんです。今度、この点検でこういうような問題があったから、今度太新工業さんで修理来るよというふうになるんじゃないかなと思うんです。

そのときに太新工業さんが来られて、エス・ティ・産業さんがそれに一緒に手伝ったりとか、

場合によってはエス・ティ・産業さんがされたら、下請ちゅうか、一緒にやっているなということとは分かると思うんですけどね。

例えば江本さんのほうには、どこの会社がどういうふうに工事をするよというふうな話は、ほかの職員、内山さんたちからはそういうふうな話はないということですか。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 前回の説明員のときにもちよっとお話しになったと思うんですけども、朝礼時に、例えばRDFで、中のほうから、今日はこういう工事を行いますっていうことは情報としては上がっています。恐らくリサイクルはリサイクルで、内山補佐のほうから、RDFはRDFで、そういう業者を、この業者がするからねということで、それぞれが多分指示を受けたと思うんで、同時に例えばその場で、RDFの今度の工事は太新工業ですよ、リサイクルのほうはどどこですよとかいうことはありません。

○委員長（武道 修司君） そういう質問やなくて、江本さん自体が、例えばリサイクルの施設で工事があったときに、どこの業者がするよということは、内山さんたちから話があったのかないかの確認やと。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 内山補佐のほうから私のほうに話があります。

○委員長（武道 修司君） そしたら、例えば太新工業さんが修理するよっていうことが分かれば、聞くわけですよ。今日こうやって工事があって、太新工業さん来られますよ、この工事は太新工業さんがしますよという話があるということでしょう、内山さんから。結果的に、そこでエス・ティさんの方というか、そこで働いている方がその修理を、例えば場合によっては完全下請の場合もあるだろうし、太新工業さんと一緒に修理する場合もあると思うんですけどね。

だから、それは大体どこがどういうふうな形でやっているよということは、もうリサイクルセンターに関しては江本証人には分かるということですよ、知っているちゅうことですよ。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） はい。リサイクル施設に関してはそういう連絡がありますので、把握しております。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。すいません、田原委員。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） ということはリサイクル施設が、だからもう一緒の人間、分かるよね、仕事しているちゅうのは、それでも分からんって言うの。太新工業が落札して、その下請を、エス・ティさんが来て作業していたのは見ているやろう。（「リサイクルの分で」と呼ぶ者あり）うん。リサイクルは、江本君いない限り分からないと思うんよね。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） ちょっと僕の記憶の話になってきますけども、太新工業さんがリサイクルの仕事をしたという記憶が1回だけなんです。ベルトコンベアーか何

かの。そのときの下で工事したのは飯塚ゴムさんだったと思うんですけどね。（発言する者あり）
たしかそうだったと。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） ちょっと私の記憶悪いんかね。

○委員（4番 田原 宗憲君） ちょっとすいません。

○委員長（武道 修司君） すいません。

○委員（4番 田原 宗憲君） 先ほどおっしゃられたように、リサイクル施設の平日の作業に関しては、エス・ティさんの社員の方は修理をしているところを見たことないというふうに、何か言ったと思うんですが、もし、平日故障したときは、多分江本君もいると思うんです。そのときに、見たことあるんじゃないですか。平日に作業は、故障の修理をすることはないんですか。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 作業をすることはあります。あります。そのときにエス・ティさんが、もし仮にする場合は、別の方が来られます、繁永さんと別の方が。

○委員長（武道 修司君） もう一回、ちょっと今分かってなかったんやけど、ほかからというのは、ほかの業者ですか、エス・ティの社員さん。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） エス・ティの社員さんと、あとほかの、外の業者の方です。

○委員長（武道 修司君） さっき来てないちゅうたけえ、RDFもないですよ。そしたら、液肥センターにおられている人が来たりするちゅうことですか。（「液肥センターではない」と呼ぶ者あり）液肥センターでもないよね。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 分かりやすく、RDFに3名、リサイクルに4名、RDFの故障時は、エス・ティ・産業さんの3名の方も、長くも手伝いながら修理等をやる。今、江本さんの証言だと、リサイクル側の4名の職員は手伝わずに、よそから別の人間が来て、修理、工事を行うということではないんですか。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 今、吉元委員が言ったとおりです。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） それだと、またさっきまでの話とまた4転目するんですけども、全く面識のない人がリサイクル施設に来られるということではないんですよね。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 面識があります。

○委員（13番 吉元 健人君） あるなら、その人は誰なんですか。どこにおる人なんですか。それは分かるでしょう、あるんなら。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 清掃センターの勤務でもなく、液肥施設の勤務でもない方が1人。（「1人でできないんですよね」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 江本さん、工事をするのに、リサイクルとは別の人、1人の人だけで工事をするという認識でいいんですか。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） この方と外部の方、要するにエス・ティ・産業ではない方。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） その工事のとき、基本はリサイクル側、RDFは止まっちゃうじゃないですか。リサイクルは動いているんですか。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 前回も御説明したんですけど、リサイクルは機械の系統が2系統と、人力が1つ、それとあと清掃が当たり前にやっているんで、時間を取って。だから、何かしら作業は絶対あるんで、そういった意味でも、RDFと違って止まっちゃわないんで、そういう作業員をこちらに回すちゅうことは、基本的には避けてくださいということで、最初からお願いしていましたんで。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） ちょっと聞いてください。ちょっと私も今……。すいません、もう一回ちょっと確認させてください。ちょっともう話が、私はもう今あまり頭の中に入っていないかもしれんけど、リサイクルセンターの4人のエス・ティ・産業の社員さんが、例えば太新工業さんが来られて、太新工業さんやないかもしれんけど、一緒に修理の作業をするちゅうことはないということですか。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 平日分に関しては、ほかの作業があるんでやらないです。

○委員長（武道 修司君） これ何なんかな。すいません、私もここら辺詳しくないんで、ちょっと教えていただきたいんですけど、リサイクルセンターで……。これリサイクルセンターよね。ダブルダンパーの羽根製作ってあるんですよ。これ、違うの。これも何、書類が違うんですかね。「リサイクル施設ダブルダンパー羽根製作について伺い」ってなとんやけど、これ違う場所。こういうふうな修理がやったときは、リサイクルの方はその修理には一切手伝っていない、4人は、そういうことでいいんですか。リサイクル施設、ダブルダンパーって書いてるよね。令和6年の1月なんですけど、だから、こういうものが、RDF施設とリサイクルセンターとちょこ

ちょこあるんですけど、そういうふうな施設の修理のときに、RDFのほうは、先日中さんは、RDFで働いているエス・ティの方が修理をしていますということで、実際その修理の写真とかを見ると、確かにそういう方々が写っているなというのはちょっと分かるんです。同じような形態で、RDFのほうはそういうふうになっているのに、リサイクルセンターのほうは何でそういうふうにしないのかなと思って。

いや、何か今日、そう言えばそんな言い方をしていたなという感じがしたんですけど、私だけ、私の記憶がちょっと間違いかもしれんけど、リサイクルセンターで働いているエス・ティの社員さんは、一切修理には関係ないということでもいいですか。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） リサイクル施設の平日の修理に関しては関わっていないと思います。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 例えば土曜日とか時間外とか、例えばそうやって施設を修理するとか、点検とかですね。それは、江本さんは、分からないときにやっているということですか。江本証人、すいません、ちょっと分かっていないんで。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） いや、ちゃんとそれは把握しています。

○委員長（武道 修司君） ですよ。だから、基本的な修理は日中することはもうないと、基本的に。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 平日のエス・ティさんが請ける仕事に関して、なくはないんですけども、作業員が行くことはないっていう話であって、うちで従事している作業員がその工事に携わるってということがないだけで。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） リサイクル施設の4人のエス・ティさんの従業員やないんですが、もしRDFが止まったときの3人の方は、そこに修理に入ることはありますか。見たことありますか。そういう聞き方なら、分かります。RDFのエス・ティの職員さんが、リサイクルの施設に行くことはありますか。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） そのパターンもないです、平日では。

○委員長（武道 修司君） いや、だけん、これRDFだけの話なんやないやろうかな。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 田原委員が言われている内容というのは、多分恐らくさっき僕が言ったお互いの、例えば詰まり作業とかで行き来することはあるんで、それはあります。

だから、恐らく中もそのことを多分言ったんじゃないかと思うんですけども、エス・ティさんに仕事を出してしてもらおう工事とかではなくて、もう施設全体のことで考えて、詰まり作業の

除去とか、清掃とか、そういうことにお互いが行き来することはありますということで、恐らく私も中も多分そこは同じだと思うんですけども。

○委員長（武道 修司君） いや、これは繁永さん本人から、RDFの修理にしても、リサイクルの修理にしても、そこで働いている方々が基本的に行くと。電気とかそういう部分は当然人がいないんで、外部のほうにしたりとか、当然太新工業さんが元請でされる工事であれば、太新工業の方が来られて、そこでエス・ティ・産業の従業員の人が手伝っているというふうな話だったんですけど、それはリサイクルセンターのほうじゃなくてRDFのほうだけということですかね。
江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 平日のほう、しつこい、平日ばかり言っていますけども、うちで、リサイクル施設で従事されているエス・ティ・産業さんが、平日の日中に手伝いに行くことはないです。繁永さんがどう言ったか、僕、分かりませんが、ありません。

○委員長（武道 修司君） だけん、リサイクルのほうはないということですよ。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） いや、RDFもないです。RDFは停止したときですね。RDFが停止したときも、リサイクルは同じように動いているので、抜けられると困るので、そこは。

○委員長（武道 修司君） いや、リサイクルの問題やなくて、RDFの施設のほうが、例えば停止をしたとするやないですか。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） それはめったにないですけども、過去には多分あります。

○委員長（武道 修司君） 先日中さんにもお聞きしたんですけど、これは繁永さんにも確認をして、内山君にも確認をしている案件です。実際、この工事をやっている案件があつて、これはエス・ティのそこで働いている社員さんでやっていますということやったんです。

でも、江本さんはやってないですって今言ったんですけど、やれないですよ。誰が来られているのかな。1人、2人でできる作業じゃないんですよ。太新工業の秋吉さん1人でできる作業じゃないんで、今、江本さんが言われているのは、誰が来られて、誰が修理しているのかなと。

これ、なぜそういうふうな話を今聞いているかということ、もともこの修理をしているということで確認をしたら、時間外で調整をしているちゅうことやったんです。その工事の部分ですね。繁永さんもそういうふうに言われていました。内山さんもそういうふうに言われていました。時間外で調整しているということやったんですけど、ただ、その時間外のその時間数と実際の内容がちよっと違うんで、それを確認の意味で、今いろいろと確認をさせてもらっているんですけど、先日の説明員で中さんに聞いたら、自分たちは修理していましたということやったんですけど、この前江本さんは、RDFのほうは分かりませんと、リサイクルのほうしか分かりませんと。リ

サイクルのほうが何かあるようなないような感じで、ちょっと私たちも分からなかったもので、再度ちょっと確認をしたほうがいいですねということで、今日来ていただいたんですけどね。

今、その説明をされた内容でいくと、繁永さんと内山さんで言われている中身と若干変わってくるなというふうになったんですけど、ちょっとそこが私たちも分からないんで、RDFもない、リサイクルもない、実際写真も写っているということになると、作業は手伝っているというか、一緒に作業していると思うんです。

いや、だから、もしそうやなかったら、誰が来られているのかなど。破袋機とか、大きな機械の部分でいくと、当然1人、2人でできないんですよ、大きな刃の交換、RDFの。でも、江本さんは今、RDFも一切することはありませんちって今断言……。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） RDFは多分やっているんだと思います。（発言する者あり）リサイクルはないっていう話を、リサイクルに関してはですね。

○委員長（武道 修司君） だけん、中さんが言うRDFのほうはそういうことやけど、リサイクルのほうはもうないよということですね。分かりました。江本証人、すいません。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） うちのほうの工事に関しては、基本的にはメインがメーカーさん、主にやっぱり心臓部があるんで、その辺で主に依頼しているんで、小さい分はエス・ティさんとかもあります、記憶上、太新さんもベルトコンベアーのときぐらいしか多分記憶はありません。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 私は、頭が太新工業さんで、作業員は飯塚ゴムって聞いております。飯塚ゴムさん。

○委員長（武道 修司君） それ、リサイクルやなかったかね、違うかね。リサイクルよね。秋吉さんにお話聞いたときのあの案件よね。エス・ティさんに下請というか、してもらったという話よね。（発言する者あり）それ、どれか分かん。（「いや、それを見たら全部、だけん、それが全部そうじゃん。リサイクルじゃん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「入っていない」「全部リサイクル」「うん」「リサイクルの分割発注やねっていうやつ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「うん、そうそう」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「500万円ぐらいのやつ、100万円ずつぐらいに」と呼ぶ者あり）江本さん、通常はこういうような書類は見られるんですかね。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 見ないです。

○委員長（武道 修司君） 見ないですよ。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） これを見るのは、もう事務の担当の方しかありませんよ。

- 住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） はい。そこの責任者。（発言する者あり）見ないです。（発言する者あり）
- 委員長（武道 修司君） 田原委員、すいません、ちょっと一旦説明をしてやってください。そうしないと多分分からないと思います。（発言する者あり）RDFとリサイクルと分かれておいたら分かりやすいかもしれんね。
- 副委員長（宗 裕君） そうですね。それと、江本さんは契約書には関わっていないから分からないんじゃない。（発言する者あり）（「でも、工事名見たら分かると思う。何の」と呼ぶ者あり）うん、内容を見たら工事は大体分かるけど、どこと契約しているって分かる立場じゃない。（発言する者あり）しかもリサイクルあんまりないよ。（「本当はないよ、リサイクル」と呼ぶ者あり）いや、工事自体が。（発言する者あり）（「分かりました」「はい」と呼ぶ者あり）仕事は飯塚ゴムさんよね。
- 住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 飯塚ゴムさんです。はい。
- 副委員長（宗 裕君） だけど、見積りはたしか飯塚ゴムと2者なんだよね。
- 住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） そうなんですか。
- 委員（13番 吉元 健人君） 僕、聞きたいのが1個あるので、聞いていいですか。
- 住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） はい。
- 委員長（武道 修司君） 吉元委員。
- 委員（13番 吉元 健人君） 多分、都市政策かどっかの、多分、町営住宅か何かの片づけ等が（「畳」と呼ぶ者あり）畳じゃないと思います。何かの片づけのところで、江本さん、手伝いに行ったことないですか。
- 住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 町営住宅ですか。
- 委員（13番 吉元 健人君） 撤去か片づけか何か。そういうあれが（「エス・ティさんの仕事ですか」と呼ぶ者あり）エス・ティが受けている部分なのか、似た、今、エス・ティさんですかちゅうふうに言ったので、違うことがあるなら、それと勘違いされているんじゃないかというやつがあるんなら、それを言ってください。
- 委員長（武道 修司君） 江本証人。
- 住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 今、吉元議員が言われた内容は一切ございません。私が手伝ってどうのこうのとか、そういうことは一切ございません。
- 委員（13番 吉元 健人君） 現地回収に行ったんですよね、町営住宅。
- 住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 全くしていない。たまに総合管理、うちの頭の課の依頼でこういうものが（「住民生活課」と呼ぶ者あり）すいません、住民生活課の依頼で、すごく大量にあるから、ちょっと一回現場を見に行ってくれないかっていうことは年に数件はあり

ますけども、だけん、どういう仕分けをしたらいいとか、その指導をしてくれっていうことで現場に行ったことはあります。片づけですよ。はい。

○委員（13番 吉元 健人君） いいです、今、そこを聞いたので。

○委員（4番 田原 宗憲君） ついでにちょっと聞いてみます。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 築上町役場のほうから、例えば、ごみの処分なり、例えばいろいろな担当課があると思うんですが、何月何日に例えば都市政策課だったら畳とかいろいろなごみ、一般廃棄物に多分なると思うんですが、そういうのがいついつ入ってきますよっちゅうのは、リサイクルやから一番多分重点的なところだと思うんですが、そういう連絡とかが来たりはしないんですかね。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 現場としては、どこから来たかっていうのはちょっと分からないんですが、事務所のほうに多分恐らく、役場の同じ課内とか例えばほかの課とかいう一般搬入として多分恐らく受けていると思うので、我々は門を通過して検品を受けた後に現場で仕分けをやるっていうような流れなので、直接私のところにどことこの課が「こういう物を持っていきたいんだけど」とかいうことは基本的にはありません。基本的には事務所からの連絡で一般搬入として受けます。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） そうしたら、その中で、町の中で、例えば、直接は指示は受けていないんでしょうが、これが例えば築上町役場のごみ、依頼されたごみというのは多分理解していると思います。その中で、畳とか、木とか、普通の例えば木を伐採した倒木、倒れた木じゃなくて切った木とか（「伐採木」と呼ぶ者あり）うん、伐採木なりを見たことがあります。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 伐採木は一切受け付けないようにはお願いしています。受け入れないんで。（発言する者あり）はい。アグリパークのほうなんですけども。畳に関しても一度だけ、僕が記憶があるのは、生涯学習か何かで、体育館に柔道部か何かが多分やっていた畳がたくさんあるんで、それを処分したいっていう相談があって、それは業者さんを紹介して、直接現地のほうで畳を処分の手続きをしてもらったんじゃないかなと思うんですけど。かなり前の話なんですけども。（「見たことも全くない」と呼ぶ者あり）基本的にもう畳は断ってくださいということなので。うちは処理できませんので。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。

○委員（5番 工藤 久司君） 一旦ここで、ねえ。はい。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 今、江本さんが言うとおりで、一回、役場に来てから、その物を必ず検品してからリサイクルのほうに行くっていうのは、これはルールになっているので、直接行っても受け付けてくれないっていうのはこの間も行ってはっきりしているので、そこは今言ったとおりでと思うんですね。ですから、役場は必ずどの課にしても、今の住民生活課の担当の者がやっている、仕分けしているっていうのが本当だと思います。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。

○副委員長（宗 裕君） 話題を変えていいんなら質問したいことがあるんですが。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 江本さん、最終処分場のことを聞きたいんですよ。最終処分場には、人員は誰が配置されていて、誰が現場の担当で、誰が管理しているんでしょうか。最終処分場も時々物を持って行って、何か誰かが作業しているんでしょう。（発言する者あり）私の想像なんですけど、最終処分場は……

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 最終処分場っていうのは……

○委員長（武道 修司君） マイク入っている。

○副委員長（宗 裕君） 入れているんだけどな。入りました。最終処分場っていうのは、RDFは燃料に加工して持ち出すから最終処分場には行かないと思うんですよ。リサイクルセンターでリサイクルできるやつは、金属とか缶とかリサイクルに回しますけど、リサイクルセンターは、リサイクルできる物は選別してリサイクルで外に売って、外に売れないやつを最終処分場に埋立処分をしていると思っているんですよ。だから、最終処分場の埋立処分っていうのは、どなたが責任者で、どなたが現場のリーダーで、どなたが作業員なのか、ちょっとどこにも資料が出てこないんで、実態は誰がやっているのか知りたいなと思ひまして。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 最終処分場の管理については、内山補佐がやっています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 作業は誰がやっているんですか。内山課長補佐ですか。最終処分場に最終処分のごみを持ち込んだり、ならしたりとか。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 最終処分場に移す分に関しては、主にリサイクルのほうからそこにごみを移しています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 整理しますと、現場の担当、役場の職員が担当だと思うんですけど、RDFは中さん、リサイクルは江本さん、最終処分は内山センター長。ただ、作業に関しては、最終処分場もほぼリサイクルのメンバーで作業しているっていう理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 今現在はリサイクル施設の者が中に入っているの
で、そこで管理じゃないですけども、そこでやっています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そうすると、最終処分場の実質作業担当者は、江本さんとリサイク
ルに配置されているシルバーとエス・ティの作業の方っていうことですよ。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 担当者（「いや、実際に作業している人」と呼ぶ
者あり）そうですね、作業は（「RDFの人が中にいるから、最終処分場には来ないんだらうか
ら」と呼ぶ者あり）ももとはRDFから出ていた物を最終処分に移していたと思うんですよ。
最終処分場をつくったきっかけというのが多分、最初。（「RDFも燃えるので」と呼ぶ者あり）
はい。私が入庁したときも恐らく最初は移していたんですけども、今現在は移さない方法で今
はやっていると思うんですよ。

○委員（4番 田原 宗憲君） ちょっといい。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） そうすれば、最終処分場は何か月に1回ぐらいの稼働なのか。そ
れとも、今、もう捨てていないっちゃうこと。何か月に1回ぐらいか、ちょっとお願いします。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） いや、RDFは今現在多分移していないと思いま
す。（「リサイクル」と呼ぶ者あり）リサイクルは週に二度ほど、その他ごみとか瓶の作業をし
たときにどうしても残渣が出るので、どこにも出せない物が出るので、そのときに移しています。
（「どれぐらいのトン数で」と呼ぶ者あり）トン数ですか。かなりですね。（「軽トラなのか、
4トンなのか、大型なのか」「週に2回」と呼ぶ者あり）すいません、勘違いしていました。今、
瓶の作業でしか残渣を移していないんです。瓶の作業で、それが月に瓶の作業が仮に2回したと
して（「2回しかないよね」と呼ぶ者あり）2回ほどして2トン、2トン（「それは2トン車一
杯っちゃうイメージなんですか。それ以外は最終処分場は使うことないでしょう、基本ね」と呼
ぶ者あり）今はそうですね。はい。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。最終処分場の使い方と作業の実態がよく分かったんですけど、そうすると、最終処分場の年間百何十万円だったかな、200万円以上の金額で月例点検作業っていう発注がなされているんですが、250万円もかけて月に2回、それぐらいしかしないものを点検作業しているのは御存じですか。点検作業しているのは見たことありますか。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） すいません、金額等は全く（「いや、もちろん、知らないと思います」と呼ぶ者あり）知らないです。知らなかったです。今現在、エス・ティ・産業さんが多分それをやられていると思うんですけども、正直ちょっと（「いや、だから、点検作業しているの見たことありますか」と呼ぶ者あり）すいません、点検作業、私見たことないです。（「ないと思うね」と呼ぶ者あり）はい。（「ただ開けて、そこに捨てるだけやろ。イメージ的なやつは」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 作業に関しては開けて捨てるんですけども、点検は別にちょっと私（「1日どれぐらいの、月2回、週2回とか、どれぐらいの目安で」「月2回」と呼ぶ者あり）月2トン（「1時間かからない。30分とかしている。違うの」と呼ぶ者あり）月2トンから3トンぐらい。すいません、月2トンか3トンぐらいだと思います。（「いや、時間時間」と呼ぶ者あり）時間。（「いや、もうすぐでしょう」と呼ぶ者あり）はい。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） トラックか何かに移して、トラックでそのまま持って行って、ぼんと落とすだけよね。それかブルで行くんかね。ブルでそのまま行くんかね。それともトラックが。（発言する者あり）江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） ボックスがあるんで、残渣を入れるボックスっていうのがあるんですが、それをリフトで（「ある程度たまったら持っていくっていうイメージです」と呼ぶ者あり）そのとおりです。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） もう一つ、現場の関連業務について聞きます。広い敷地内なので、敷地内の草刈り等のそういう雑務も発生すると思うんですが、それは誰の指示で、誰が作業しているか。つまり、誰の担当で、誰が作業していますか。どれぐらいの頻度で。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○副委員長（宗 裕君） いや、もちろん知っている範囲で。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） リサイクル施設は、今、内山補佐も結構積極的に

草刈りをやっていただけるので、事務所側、大きく3つに分けているんですけども、事務所側、あとRDF側、あとリサイクル側として、基本的に草刈りを伸びたらやるとかいう感じで、主に夏場、春先から夏場にかけてなんですけれども、もう冬場は基本的に草刈りは我々はやらないですね。（「誰がやっているの、草刈り」と呼ぶ者あり）私も当然そうですし、それぞれ中と内山補佐と、あと、作業員ですね。うちのそれぞれの作業員が交代でやったりとか。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） つまり、施設内の草刈り作業は、特別に契約してどうのこうのではなくて、それぞれの事務所、RDF施設、リサイクル施設の方が業務の合間に片手間にやっているってということですよ。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 宗議員が言われた、すみません、最終処分場の柵があるんですけども、その中は我々はしていません。（「それは誰が」と呼ぶ者あり）それはエス・ティ・産業の方が。（「それは外部のエス・ティ・産業の方ですか。それとも施設内のエス・ティ・産業の方ですか」と呼ぶ者あり）施設内の方だと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） でも、それ、施設内の方は、施設の管理や点検で雇われている人ですから、それ別業務ということになっちゃうし、エス・ティ・産業さんの契約内容に草刈り業務とかは一切入っていないんで、それはじゃあ、内山さんも、内山センター長も、RDFの担当職員の中さんも、リサイクルの担当職員の江本さんも知らないうちにエス・ティ・産業さんがボランティアか何か知らないけど、勝手に勤務時間中にやっているってことですか。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） すみません。勤務時間中っていうのはちょっとあれなんですけれども、基本的にあそこ、最終処分場の草に関しては、恐らく4時以降に作業が落ち着くので、そこで1人で例えば草刈り行ったりとかしているんじゃないかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の証言によると、実態としては、施設の運営時間外にエス・ティの人がやっているんだ。（「5時まで」「5時まで、そうです。5時ぐらい」と呼ぶ者あり）4時からって言うから。（「すみません、4時にはもう作業が落ち着いているので」と呼ぶ者あり）落ち着いている。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、勤務時間内だから、勤務時間内にそういう空いた時間に草を刈っているってことでしょうか。

○委員長（武道 修司君） だけん、合間を見て時間があるときにその管理までしているってことでしょうか。（「毎日じゃなからうけんね」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○副委員長（宗 裕君） いや、ちょっとしつこく私がそう聞いたのは、250万円もの最終処分場の点検作業って、業務の実態があり得ないんですよ。だから、膨大な草刈り作業とかいうのが名目なのかなと思ったけど、それもなさそうだから。

○委員長（武道 修司君） そうじゃないよ。それはそうじゃないよ。

○副委員長（宗 裕君） いや、そうしたら、もう次に月例……

○委員長（武道 修司君） すいません、ちょっと時間が。

○副委員長（宗 裕君） じゃあ、もう一個だけ聞かせてください。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） リサイクル施設の月例点検っていうのは、誰がどのような点検をやっているんですか。（「すいません、リサイクル施設の」と呼ぶ者あり）はい、リサイクル施設です。RDFでも最終処分場でもなくて。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） リサイクル施設の月例点検はエス・ティ・産業さんが行ってもらっています、今現在。

○委員長（武道 修司君） いいですか。ちょっと確認です。エス・ティ・産業さんで外部から来られて修理しているという案件で、例えば、ユンボのエンジンの始動の点検、不良で点検をしているとかいうのは、エス・ティさんがほかのところから連れてきて、そういうような点検とかをされるといことですか。それと、金額が大きいわけじゃないんですけど、雨どいの清掃・修繕とかあるんですよね。多分、これはそこで働いている方で簡単にできるものかなというふうに私は思っていて、先日のそういうふうなお話もそういうふうな感じかなというふうにちょっと思っていたわけなんですけど、今日、今、江本さんの話を聞いたら、こんなの一切やっていません、全部外部から来ていますっていうことやったんで、こういうこと——ほかはエス・ティ・産業さんがされていたりとか、極端な言い方をすれば、エス・ティ・産業さんがエンジンオイルの交換に行ったりとか、そういうのもあるんですよね。雨どいとかも、例えば、都市政策課とかもそうですけど、町営住宅の雨どいの修理とか、雨どいの掃除とか、そういうの行かれていますよね。でも、リサイクルセンターはそういうふうな工事は一切、その人じゃなくて、外部から来られているっていうことですか。江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） すいません、リサイクル施設の雨どいの工事ってちょっと僕分らないんで。（発言する者あり）いや、そうなんですけども、分からない。

○委員長（武道 修司君） 分からない。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） はい。

○委員長（武道 修司君） それなら、もうこの工事自体は、もう江本さんが知らないところでの

話っていることですよ。リサイクルのユンボのエンジンの始動不良点検とかいうのも、江本さんはこれも知らない。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） それは……

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） それは日常点検の分ですかね。どういう。

○委員長（武道 修司君） いや。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 修理ですか。

○委員長（武道 修司君） 修理になるんじゃないかなと思うんですけど。リサイクル施設・4号ユンボエンジン始動不良点検って。（「不良って書いてあるもんね」と呼ぶ者あり）ただ単に普通の、何、エンジンの点検やなくて、始動不良で点検ってなっているんで、何か調子悪かったのかなと思ってですね。いや、金額おつきなあれやないんですよ。先ほど江本さんがこういうのは全て外部から来ていますっていうことやったんで。（「ただそういう発注・契約を担当職員である江本さんが知らないっていうのは不自然ですけど」「故障していないんやない、もしかしたら」「江本さんが知らないうちに誰かが発注しているのか」と呼ぶ者あり）

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） すいません、はい。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） ユンボの例えばそういう不良があったりしたときは、やっぱり重機屋さんに頼んでいる認識が僕はあるので、不良でエス・ティさんが直すっていう工事が僕、ちょっとぴんとこない。

○委員長（武道 修司君） ん。これ。これ、日付は令和6年6月13日支払いで終わっている。起案がいつかはちょっと分からないけど。起案が、書類作成日——起案日は分かりました。起案日が令和6年5月30日。（発言する者あり）これは8万8,500円。（「10万円以下の、ほら、兼命令よ」と呼ぶ者あり）そうそう。（「だから契約書ない」と呼ぶ者あり）そうそう。だから、もうその中身がちょっと全然分からないけど。（「江本さんが分かるやつを聞いてほしい」「いや、分かるやつを聞かせて」と呼ぶ者あり）宗委員。すいません、江本さん、時間がかなり過ぎているんで。

○副委員長（宗 裕君） 先ほどお答えいただいたリサイクル施設の月例点検は、エス・ティさんの社員さんが行っているっておっしゃったんですが、そのエス・ティの社員さんは、清掃センターには日頃勤務していないエス・ティさんの作業さんが別に来るっていうことですか。

○委員長（武道 修司君） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（江本 哲也君） 月例点検は、今、平日、清掃時間に行っているんで、約半日ほどの多分時間帯で平日に行っております。うちの入っている作業員がやっています、

それは。

○委員長（**武道 修司君**） そうやろうね。

○委員（**13番 吉元 健人君**） いいですか、聞いて。（「そうしたら二重取りにならない」と呼ぶ者あり）いやいや、聞いていいですか。すみません。

○委員長（**武道 修司君**） 吉元委員。

○委員（**13番 吉元 健人君**） 江本さん、すみません、すごいいろんなのを聞いて。これは多分分かると思うんですけど、リサイクル施設設備日常循環管理報告、江本さんの印鑑もあるんですけども、これは多分日次点検みたいなやつを月例点検と交ぜて出しているんじゃないかなとは思うんですけども、これの説明をちょっとお願いしていいですか。

○委員長（**武道 修司君**） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（**江本 哲也君**） 今、吉元議員が言われた点検はもう日常の点検で、ざっくりと気温だったり何だったりなんですけれども、月例点検に関しては、今日してほしいところを朝伝えます、私が。リサイクル施設を、ちょうどじゃないですけども、約1年ぐらいかけて小分けで分けて、今月はこれをやってください、今月はこれをやってください、この辺を見てください、ほぼほぼ清掃の延長線上なんですけれども、難しい、だからもともとは職員だけでやっていた部分なんで、そういう感じの作業になります。

○委員（**13番 吉元 健人君**） いいですか。

○委員長（**武道 修司君**） 吉元委員。

○委員（**13番 吉元 健人君**） もう月例点検報告書もここに全部もう出しているんで、江本さんが言われているとおり、こういうカラーであるんで、こんな内容を頼んでやってもらうっていう内容なのかなとは思うんですけども、よく分からないのが、これ、江本さんたちが頼んでいるのか。月例点検は僕は多分掃除じゃなくて、繁永さんもさっき言われていたんですけども、方が一何かあったときの故障にならないための点検項目なんだと思っていたんですけど、リサイクルだけ掃除業務ばかりなんですよ、月例点検が基本的に。基本（「その内容が」と呼ぶ者あり）内容がですね。それで、よそのRDFとかは何か結構細かく（「オイル交換とかね」と呼ぶ者あり）うん、交換業務とか、何か本当に点検業務しているんですけども、この差っぴゅうのはやっぱり作業内容も違ってくることもあるとは思うんですけども、なおのこと、今、新たに宗さんが聞いてもらった最終処分場の月例点検と違って、始まってから全部チェック一緒なんですよ、項目も全部。江本さんは見ていないかもしれんけど。印鑑ないんでですね。内山さんとエス・ティ側の印鑑しかないんで分からないんですけども、基本的にこのリサイクルの月例点検は、江本さんと、例えばこれだと繁永さんとかいうふうになっているので、何かこれ、点検業務というよりも、通常の手が届かない掃除をやっているのかなとか、締め替え、ボルトの締め替え

とか、しなきゃいけないのは分かるんですけども、何か特に携わっているところがリサイクルと運搬業務をして、もともと違うかもしれんけど、最終処分場にも絡んでいるみたいなので、この月例点検プラス業務委託作業があるじゃないですか。これって勤務時間内にできていますよね、別にやらんでも。勤務時間中にやっていることですよね、月例点検自体は。

○委員長（**武道 修司君**） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（**江本 哲也君**） 吉元議員がおっしゃるとおり、やっている時間帯は勤務時間（「勤務時間ですね」と呼ぶ者あり）勤務時間で約半日ほどなんですけれども（「了解です」と呼ぶ者あり）今、オイル交換とかそういうことは、多分見て、入っているかもしれないですけど、オイル交換まとめてある月は、全体的にほぼ同じオイルを使っているところが多いので、そこに関してはもう全体的にぱっとオイル交換だけに集中してやったりとか、今言われた日頃外せないところに関しては、運転中外せないところがやっぱりあるもので、止めたとき、掃除するときに掃除と一緒にやるのが一番簡潔かなっていうか、一番早いかなっていうので、それを一緒にやっている段階ですね。

○委員（**13番 吉元 健人君**） 最後に1個聞いていいですか。

○委員長（**武道 修司君**） 吉元委員。

○委員（**13番 吉元 健人君**） あと、すいません、RDFはすごく細かく見ていたんですけど、リサイクルの日報を僕、そこまで詳しく見ていなかったの、ちょっと確認です。RDFは、月曜日は基本的に週間点検みたいな感じで止まっているんですけども、リサイクルもそんな感じの曜日ってあるんですか。どこかを止めてどうするとかいうのは。

○委員長（**武道 修司君**） 江本証人。

○住民生活課清掃施設管理係（**江本 哲也君**） リサイクルに関して、この日は止めよう、止めるっていうか、何ていうかな、決まっていた月曜日とか火曜日とかそういうことはなくて、ごみの多い・少ない例えば月とか時期にもよるんですけども、比較的今ごみがちょっと少ないんですが、そういうときは毎週金曜日に清掃を入れたりとか、あとは繁忙期というか、多いときははまっている、ぱっとごみを処理したりとかはやっているんで、特別にRDFみたいに毎週月曜日どうのこうのっていうことはやっていません。（「やっていないんですね」と呼ぶ者あり）はい。

○委員長（**武道 修司君**） よろしいですか。

○委員（**13番 吉元 健人君**） ありがとうございます。

○委員長（**武道 修司君**） 時間がかかり過ぎました。よろしいですかね。もうこれで終了したいと思います。大変長時間ありがとうございました。

冒頭言ったように、事務処理をやはりちゃんとしないといけないだろうということで、今、いろんな問題点が出てきています。今日は江本さんに、現場がどのような形で進んでいっているの

か、業務自体が我々も分からなければ、そういうような調査をするにしてもなかなか分からない部分もありますので、今日いろいろとお聞きして、作業の流れとかそういうのも大分分かった部分もありましたので、これからまた分からないことがあったときにお聞きすることがあるかと思えます。何とぞそのときはまた御協力のほどよろしく願いいたします。今日は大変長時間ありがとうございました。お世話になりました。

以上で証人喚問を終わります。

以上で、第21回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時29分閉会
